

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」に関する意見募集結果

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
1	全体	<p>1. 個人情報保護委員会と欧州の間の交渉の結果、相互に個人データの流通の法的基盤が整合することは、プロセッサ企業の集まりとして大いに利便を得ることができるので歓迎したい。</p> <p>2. 日本企業から見ると欧州のルール運用の実際に関しては不確定な部分があり、これが顧客企業およびプロセッサ企業にとって、ビジネス上の過大なリスクとならないようにしたい。</p> <p>3. 今後も JISA の持つ国際政策議論のネットワークを活用して、ルールを遵守して日本国民、EU 市民の双方の個人情報保護レベルを実質的に高めるために、ルールの執行状況や様々なノウハウの活用の共有に向けて、個人情報保護委員会においても助力をお願いしたい。</p> <p>【一般社団法人情報サービス産業協会】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>
2	全体	<p>今回のガイドライン案の前提として、欧州をはじめグローバルビジネスを展開している JEITA 企業にとりまして、日 EU 相互十分性認定の道を拓いて頂き、大変に感謝いたします。</p> <p>EU 域内から十分性認定により移転される個人データに対して、本ガイドライン案（1）～（5）の上乗せ措置を行うことは、個人情報取扱事業者にとって特に実務上で障害になるものではないと考えます。また、これらの上乗せ規制を、法令改正ではなくガイドラインという形式で迅速に示して頂いたことにつきましても、賛同いたします。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
3	全体	我が国との経済的な繋がりがますます重要になりつつある EU 域内との間で、懸案であった個人情報の越境移転に関する十分性認定が早期に解決されたことは、個人情報保護委員会のご尽力の賜物であり敬意を表すると同時に、本ガイドラインを策定することに賛同いたします。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	本案に賛同の御意見として承ります。
4	全体	在日米国商工会議所（ACCJ）は、プライバシーや個人情報保護を確保することで消費者やユーザの信頼を得ることが健全な市場確保のために重要であり、同時に、データの自由で公正な流通の確保がイノベーションの源となり、インターネット産業の健全かつ持続的な成長に資すると考えます。今回パブリックコメントにかかっている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」（以下、「本ガイドライン案」）をはじめとして、様々な取組み等により個人情報保護委員会が個人情報の保護と利活用のバランスを図ろうとされる姿勢は大変歓迎すべきものであり、事業者の健全な成長に資するものですので、ACCJ としても引き続き協力していきたいと考えております。 本ガイドライン案では、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）（以下、「法」とします。）24 条に基づき、EU を我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護の制度を有する外国として指定し、併せて、欧州委員会が GDPR 第 45 条に基づき、日本を十分性認定の対象とすることが明記されています。これは、個人情報保護委員会が、EU からの要求に一方的に応じるのではなく、日本の個人情報保護に関する法体系の説明や、国内外の様々なステークホルダーとの意見調整等を行いつつ、対等な交渉を続けられたことによるものと考	本案に賛同の御意見として承ります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>えます。法律改正を行うことなく、しかも双方向での個人情報の移転を確保する形で、充分性を取得することになったことは日本にとって大きな進展であり、個人情報保護委員会による現在までの努力に敬意を表すとともに、これを高く評価いたします。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	
5	全体	<p>BSA は、貴委員会及び各関係省庁が、EU との間で、相互に両者の個人情報保護制度の充分性を認定する交渉を進めてこられた努力に感謝し敬意を表します。また、BSA は、現代の経済におけるデータ利活用及び国際的なデータ移転の重要性・有用性を十分に認識されたうえで、日本・EU 間における円滑な個人データ移転を可能にする制度構築に向けて本ガイドラインを策定する取組みを支持します。</p> <p style="text-align: right;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p>
6	全体	<p>今回パブリックコメントにかかっている「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編）（案）」（以下、「ガイドライン案」とします。）をはじめとして、様々な取組み等により個人情報保護委員会が個人情報の保護と利活用のバランスを図ろうとされる姿勢は、大変歓迎すべきものであり、事業者の健全な成長に資するものですので、引き続き、当協会としても支援したいと考えております。</p> <p>本ガイドラインでは、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）（以下、「法」とします。）24 条に基づき、EU を我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護の制度を有する外国として指定し、併せて、欧州委員会が GDPR 第 45 条に基づき、日本に充分性認定の対象とすることが明記されています。これは、個</p>	<p>本案に賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本案は、EU 域内から充分性認定に基づき移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。</p> <p>また、APEC・CBPR については、従来と同様に、国際的な枠組みとして、その普及に向けて取組んでまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>個人情報保護委員会が、EUからの要求に一方的に応じるのではなく、日本の個人情報保護に関する法体系の説明や、国内外の様々なステークホルダーとの意見調整等を行いつつ、対等な交渉を続けられたことによるものと考えます。法改正を行うことなく、しかも双方向での個人情報の移転を確保する形で、十分性を取得することになったことは日本にとって大きな進展であり、個人情報保護委員会による今までの努力に敬意を示すとともに、高く評価いたします。</p> <p>ただし、個人情報保護法は、個人情報を取り扱うすべての事業者について適用されるため、本ガイドラインによる必要以上の影響が事業者に及ばないように注意が必要と考えます。そうでなければ、そもそも法律改正を要せずに十分性認定を可能とした当初のスタンスが崩れてしまうからです。例えば、法2条第7項に関し、本ガイドラインで個人データの消去期間を取り除くこととするのは、特に6か月以内に消去するような個人データを取り扱ってきた企業に対し、影響が小さくありません。また、法15条、16条、26条に関し、特定された利用目的を含め、取得の経緯を確認し、記録することが必要とするのは、事業者に対する新たな負担となりえます。したがって、本ガイドラインにも再三記載されているものの、改めて、本ガイドラインがEUから日本に対し十分性認定により個人データが移転した場合にのみ適用されるものであるべきことを確認したいと存じます。</p> <p>法24条に基づき、EUを我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護の制度を有する外国として指定することにより、EU以外の国・地域についても同等の水準にある国として指定はされないのかといった議論が起りえます。しかし、法24条及び個人情報の保護に関す</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>る法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）等により、上記の場合以外の方法、具体的には、APEC 越境プライバシールール（CBPR）や契約等による継続的個人情報保護措置等の方法が確保されていると認識しています。</p> <p>【一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（CSAJ）】</p>	
7	全体	<p>今回の十分性認定については、個人情報保護法のみが対象と読めますが、行政機関、独立行政法人等の公的機関は別の法律が存在するものの、内容はほぼ同等と考えられるので、公的機関も対象となるようにする必要がありますと考えます。</p> <p>【新日本有限責任監査法人】</p>	<p>本案は、個人情報保護法第4章に規定される規律に関するものであり、同法第4章に規定される規律が適用されない公的部門（国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人）へは直接適用されるものではありません。</p>
8	全体	<p>公的部門（国、独立行政法人等、地方公共団体）に対するガイドラインは、別途、示されるのでしょうか。EU域内の学校との交換留学生やホームステイ、その他様々な分野で、公的部門においてもEU域内から十分性認定に基づき個人情報の提供を受けることはあると思います。</p> <p>また、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報と、そうではない個人情報の混在を防ぐために、データベースを分けて管理することを推奨すべきです。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案は、個人情報保護法第4章に規定される規律に関するものであり、同法第4章に規定される規律が適用されない公的部門（国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人）へは直接適用されるものではありません。なお、各個人情報取扱事業者は、個人情報保護法の規律を守る必要がありますが、データベースの管理方法について規律されるものではありません。</p>
9	全体	<p>個人情報の保護に関する法律の適用を受けない主体（行政機関、独法、自治体）に関してはどうなるのでしょうか。別途策定されるのか、それともEU十分性認定を受けるのは個人情報の保護に関する法律の適用を受ける主体のみになるのでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案は、個人情報保護法第4章に規定される規律に関するものであり、同法第4章に規定される規律が適用されない公的部門（国の機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人）へは直接適用されるものではありません。</p>
10	全体	<p>個情法第42条等を参照されていることから、本ガイドライン並びにEUからの十分性認定は個情法適用の民間事業者が対象であって、行政機関、独立行政法人等は対象で</p>	<p>本案は、個人情報保護法第4章に規定される規律に関するものであり、同法第4章に規定される規律が適用されない公的部門（国の機関、独立行政法人</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ないということでしょうか。 【個人】	等、地方公共団体、地方独立行政法人）へは直接適用されるものではありません。
11	全体	本ガイドラインは「充分性認定により移転を受けた」とあるが、充分性認定でなく SCC や BCR に基づき移転を受ける場合には、このガイドラインは適用されないと理解してよいか。 (理由) 本ガイドラインの内容明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御理解のとおりです。
12	全体	米国商工会議所ならびに日米経済協議会 (USJBC) は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編) (案)」について意見表明する機会を歓迎するものです。 国境を越えたデータの移動が 21 世紀の経済にとって不可欠であることを踏まえ、日本が、企業活動の基盤となる個人データを地域の制限なしに利用できることに資する、透明性と説明責任に基づくプライバシー保護の取り組みを歓迎します。 これまでも述べてきたように、国境を越えたデータのシームレスなやりとりや、個人情報の保護に関する国際的に調和のとれたルールは、グローバル規模でのデジタル経済の成長を促進します。したがって、欧州連合と日本の間の充分性認定は、重要な 2 つの区域を越えて影響を及ぼす重要なマイルストーンです。 これらの決定による潜在的な影響を考慮して、本追加規則と日本の既存の個人情報保護法 (以下 APPI と呼ぶ) 規制との関係において、以下の点を明確にするよう求めるところです： 1) データの保持と目的利用の指定：我々は APPI と EU の	本案は、EU 域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>一般データ保護規制（GDPR）の違いについて問題を解決する必要性を認識しています。しかし、これらのルールは、日本から EU へのデータ転送にのみ適用されるということを確認したいと考えるところです。仮により広範に適用されると、さらなる記録保持を必要とするよう、現在の業務手順を改訂することによって、日本市場で事業を行う企業に不必要な負担をかけることとなります。</p> <p>【米国商工会議所・日米経済協議会共同提出】</p>	
13	全体	<p>2) 匿名で処理された情報：GDPR 内の異なるアプローチを考慮して、匿名で処理された情報が APPI でどのように処理されるかについて、潜在的に変更があることが懸念されます。不可逆性を確実にするため匿名で処理された情報の目的を狭めることによって、個人情報を安全に取り扱う仕組みが産業側にとって利用しにくくなります。このルールがビジネスに及ぼす影響は、最も低く見積もられる個人のプライバシーリスクを上回るものです。【米国商工会議所・日米経済協議会共同提出】</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。これは、個人情報保護法上、匿名加工情報として扱われる情報についても同様です。</p>
14	全体	<p>しかしながら、個人情報保護法は、個人情報を取り扱うすべての事業者について適用されるため、本ガイドライン案による必要以上の影響が事業者に及ばないよう注意が必要であると考えます。そうでなければ、そもそも法律改正を要せずに十分性認定を可能とした当初のスタンスが崩れてしまうからです。例えば、法 2 条第 7 項に関し、本ガイドライン案で個人データの消去期間を取り除くこととするのは、特に 6 か月以内に消去するような個人データを取り扱ってきた企業に対し、影響が小さくありません。また、法 15 条、16 条、26 条に関し、特定された利用目的を含め、取得の経緯を確認し、記録することが必要とするのは、事業者に対する新たな負担となりえます。したがって、本ガイドラインにも再三記載</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>されているものの、本ガイドラインが EU から日本に対し 充分性認定により個人データが移転した場合にのみ適用 されるものであるべきことを改めてご確認いただくよう 要望します。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	
15	全体	<p>法 24 条に基づき、EU を我が国と同等の水準にあると認 められる個人情報の保護の制度を有する外国として指定 することにより、EU 以外の国・地域についても同等の水 準にある国として指定はされないのかといった議論が起 こりえます。しかし、法 24 条及び個人情報の保護に関す る法律についてのガイドライン（外国にある第三者への 提供編）等により、上記の場合以外の方法、具体的 に、APEC 越境プライバシールール（CBPR）や契約等によ る継続的個人情報保護措置等の方法が確保されていると 認識しています。特に、日米間の公正で自由なデータ移 転は、日米双方の密接な関係を維持し、これを通じた経 済の継続的な発展に資するものとなります。そのため、 同等性認定によらなくても、上記のそれ以外の方法によ り、日米間のデータの自由な流通が阻害されないことを 再確認いただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【在日米国商工会議所】</p>	<p>本案は、EU 域内から充分性認定に基づき日本国内 に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用 されるものであり、それ以外の情報に適用されるも のではないため、日米間のデータの自由な流通に特 段の影響を与えるものではないと考えられます。</p> <p>また、APEC・CBPR については、従来と同様に、国 際的な枠組みとして、その普及に向けて取り組んで まいります。</p>
16	全体	<p>この交渉に先立ち、日本は、データの適正な利活用や事 業活動のグローバル化に伴う越境データの移転などに対 応するため、2015 年 9 月に改正個人情報保護法を成立さ せ、2017 年 5 月に全面施行しました。実効的な個人情 報の保護と、円滑な越境データ移転は、全般的にグロー バル経済の重要な基礎であるとともに、クラウドサービ スやインターネットベースの革新的な技術及びサービスの 創出にとって極めて重要です。</p> <p>本ガイドラインは、日本・EU 間の効率的なデータ移転の</p>	<p>本案は、EU 域内から充分性認定に基づき移転した 個人に関する情報の取扱いについて適用されるもの であり、それ以外の情報に適用されるものではありません。</p> <p>また、APEC・CBPR については、従来と同様に、国 際的な枠組みとして、その普及に向けて取り組んでま いります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>確保という重要な目的を達成しながら、十分性に関する交渉において重要な点を盛り込むことを目指しています。もっとも、本ガイドラインは、EU 域内から十分性認定により個人情報の移転を受ける場合について、個人情報保護法及び関連するガイドラインを上回る厳しい義務を課すものです。特に、本ガイドラインは、企業に、EU 域内から移転を受ける個人情報と日本国内で取得した又は他の国・地域から移転を受ける個人情報と区別して取り扱うことを求めています。その結果、本ガイドラインは、不必要な負担を越境データ移転に課し、技術革新の障害となる可能性があります。</p> <p>BSA は、本ガイドラインによる変更の潜在的な影響に鑑み、貴委員会が、本ガイドラインにおいて、利用目的、外国にある第三者への提供の制限及び匿名加工情報について規定する箇所につき、既存の例外規定の適用可能性について、より明確化されるよう要望します。また、BSA は、貴委員会が、現行の各ガイドラインに対する変更点を限定的な範囲に維持されることを求めます。さらに、より大きな視点からは、BSA は、APEC 越境プライバシールール（CBPR）システムの広がりを含め、これらの重要な課題に対する多国間アプローチのさらなる発展につき、日本政府が引き続きリーダーシップを発揮されるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
17	全体	<p>意見 本ガイドラインの施行前に EU 域内から移転された個人データの取扱いについては、本ガイドラインの適用対象外でよいことを Q&A 等で示していただきたい。</p> <p>理由 上記が不明であるため、明確化してほしい。</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データを対象とするものであるため、十分性認定を受ける前に何らかの方法で適法に移転した個人データを直接の対象とするものではありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）】	
18	全体	<p>EU法の語を指す場合は別の単語に置き換えるなどして、何を指すかを明確にする工夫が必要と考えます。</p> <p>GDPRでは規制の適用範囲が狭い場合（Material Scope）や、personal dataの個人特定能力を日本法より厳しく考える場合（携帯端末番号をpersonal dataと考えるなど）があります。しかしながら、個人情報、個人データという語では日本法定義で考えざるを得ません。</p> <p>例えば、ガイドラインのタイトルにある「EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データ」の「個人データ」はGDPRでの規制の対象となるpersonal dataを指すと思われるが、日本法の「個人データ」との混同が生じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて定めたものです。EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転される個人に関する情報には、個人情報保護法上の個人データとともに個人情報も含まれ得るものであり、本案の適用対象となります。</p>
19	全体	<p>GDPR 4条1項の「個人データ」とは、識別された又は識別され得る自然人（「識別され得る自然人」は、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子、又は当該自然人に関する物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な一つ若しくは複数の要素を参照することによって、直接的に又は間接的に、識別され得る者をいうとされている。）に関するあらゆる情報を意味するとされており、日本の個人情報保護法2条6項の「個人データ」とは必ずしも定義が同一ではないところ、本ガイドラインにおける「個人データ」はいずれの意味か、回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて定めたものです。EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転される個人に関する情報には、個人情報保護法上の個人データとともに個人情報も含まれ得るものであり、本案の適用対象となります。</p>
20	全体	<p>本ガイドライン案においては、EU域内からの移転につい</p>	<p>EU域内から充分性認定に基づき移転される個人</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>て充分性認定を受ける対象を、「個人データ」としているが、一方で、GDPRにおいてEU域外への移転に制限が課される対象には、個人情報保護法における「個人データ」（法第2条第6項）に限らず、個人情報データベース等を構成しない「個人情報」（法第2条第1項）にも適用される場合がありうると考えられる。この点について、個人データに該当しない個人情報の移転については本ガイドラインの適用対象外となる、という事象が生じることを防ぐため、個人情報保護法上の個人データだけでなく個人情報も充分性認定の対象となることを明記すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	<p>に関する情報には、個人データとともに個人情報も含まれ得るものです。個人情報保護法上の個人情報となるものであっても、本案の適用対象となります。</p>
21	全体	<p>（意見） 本ガイドライン（案）において、「個人データ」は、その趣旨からいってGDPRで規定されている「個人データ」を指していると考えてよいか。 個人情報保護法における「個人データ」と本ガイドライン（案）における「個人データ」の定義が異なるのであれば、【凡例】においてそれを明示すべきではないか。</p> <p>（理由） 本ガイドライン（案）の標題は、「(EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編)」とする他、前文等で基本的に「個人データ」となっている。GDPR第4条第1号において、「個人データ（‘personal data’）」は、「識別された又は識別され得る自然人に関するあらゆる情報」と定義されているのに対し、個人情報保護法第2条第6項における「個人データ」は、「個人情報データベース等を構成する個人情報」と定義されており、定義が異なる。 更に、個人情報保護法では「個人データ」と「個人情</p>	<p>本案は、EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて定めたものです。EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転される個人に関する情報には、個人情報保護法上の個人データとともに個人情報も含まれ得るものであり、本案の適用対象となります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		報」とを区別して取り扱っている。 事業者が本ガイドライン（案）を参照する際に、その定義・対象を明確にする必要があるため。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】	
22	全体	「移転」を定義されたい。①例えば、EU圏にある第三者のクラウドベンダのサーバー上にEU圏から個人データとそれ以外のデータをアップロードした上で、日本法人に対しては個人データ以外についてアクセス権を与え、個人データについてアクセス権限を外した場合、これは「移転」か。②例えば、日本にある第三者のクラウドベンダのサーバー上にEU圏から個人データとそれ以外のデータをアップロードした上で、日本法人に対しては個人データ以外についてアクセス権を与え、個人データについてアクセス権限を外した場合、これは「移転」か。③例えば、EU圏にある日本法人自身のサーバー上にEU圏から個人データとそれ以外のデータをアップロードした上で、日本法人に対しては個人データ以外についてアクセス権を与え、個人データについてアクセス権限を外した場合、これは「移転」か。④例えば、日本にある日本法人自身のサーバー上にEU圏から個人データとそれ以外のデータをアップロードした上で、日本法人に対しては個人データ以外についてアクセス権を与え、個人データについてアクセス権限を外した場合、これは「移転」か。 【個人】	本案は、EU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて定めたものです。 なお、当委員会は、GDPRの各種規定に関する解釈権限を有していないため、個別のケースがGDPR上の「移転」に該当するかどうかについての回答は差し控えさせていただきます。
23	全体	このガイドラインは、十分性認定により個人データを「移転」する際の追加的な要件について記したものであることは理解しましたが、このガイドラインに準じて欧州から日本国内に個人データを移転した場合の、国内でのその個人データへのアクセス、加工、消去などの取扱	本案は、EU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて定めたものです。EU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報には、個人情報保護法上の個人データとともに個人情報も含まれ得るも

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>いについても、個人情報保護法と本ガイドラインを含む関連する法令・ガイドラインに準じて取り扱えば、適切な対応をしていると見なされるのかどうか不明瞭です。また、本ガイドラインで日欧の相違点の解消が図られていますが、残された差異についても、GDPRではなく個人情報保護法を優先して対応すれば良いのでしょうか。例えば、EU域内の特定個人のデータを十分性認定により日本国内に移転し管理している状況下で、その個人から削除権（忘れられる権利：Article 17）に基づき自己のデータの削除が要求され、その要求が欧州で認められた場合であっても、日本国内で管理しているデータについては一律にその個人のデータの削除が求められる訳ではなく、個人情報保護法第29条および第30条に従い対応すれば良いのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>のであり、本案に加え我が国の法令及び関係ガイドラインに従って取り扱っていただく必要があります。なお、GDPRの適用を受ける場合には、GDPR上の規律を遵守していただく必要があります。</p>
24	全体	<p>本ガイドライン案においては、EU域内から（十分性認定に基づき）移転を受けた個人データの取扱いについて定めているが、日本国内の個人情報取扱事業者においてGDPRの規定内容及びその解釈に関する理解が十分に進んでいない現状を鑑み、そもそもどのような場合が「EU域内から移転を受けた」場合に該当するのか、という点について、GDPRが直接適用される類型との区別に関する考え方も含め、明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	<p>当委員会は、EUのGDPRの各種規定に関する解釈権限を有していないため、GDPRの解釈についての回答は差し控えさせていただきます。また、当委員会では、引き続き、GDPRの制度概要及び本案の内容について、情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>
25	全体	<p>十分性認定をもとに移転された個人データを取り扱う事業者には、GDPRの域外適用を受ける管理者に該当する事業者もある。そのような事業者では、GDPR上規制対象の個人データに関し、例えば次に例示する事項のような、ガイドライン案で提示された(1)～(5)以外の点の対応が求められると考えられる。</p>	<p>御指摘のように、GDPR第45条に基づく十分性認定は個人データの移転に係るものです。当委員会はGDPRの各種規定について解釈権限を有しておりませんが、一般に各事業者は、個人データの取扱いに係るGDPRの規定の適用について、その事業内容に応じて判断する必要があると考えられます。当委員会</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(a) データ主体への情報提供 (b) データ侵害発生時の加盟国監督機関等への通知 (c) 処理者（委託先）との契約等による取り決め (d) データ保護責任者の選任 (e) データ保護影響評価の実施 等</p> <p>本案の公表以降、域外適用を受ける管理者（事業者）の中には、ガイドライン案に規定されている事項のみ対応していれば、GDPR に準拠したことになると考えているケースが散見される。そのような考えが誤りであるなら、「域外適用を受ける管理者においては、ガイドラインに示された事項以外に GDPR の規定を遵守することが求められる」旨を明確に伝えた方がよいと考える。</p> <p>（理由） ガイドラインの位置づけを誤って理解してしまうことにより、事業者が GDPR の規定に違反するリスクを低減するため。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>は、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>
26	全体	<p>本ガイドライン案は、個人情報保護委員会が、個人情報保護法第 6 条に従い、EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて、個人の権利利益のより高い水準の保護を規定したガイドラインを策定することにより、より厳しい規律を策定する権限を有する旨説明しており、これに基づき、本ガイドラインが法的拘束力を有する規律であり、法の規定と同様に個人情報保護委員会の執行対象となる旨、また、個人情報取扱事業者が本ガイドラインに定める義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会が法第 42 条に基づく措置を講ずる権限を有する旨説明している。</p> <p>しかし、法より厳格な規律であるガイドライン上の規定に関する措置の実施については、法第 42 条においてはそ</p>	<p>法第 42 条は、個人情報取扱事業者が第 4 章第 1 節又は第 2 節に規定する一定の義務に違反した場合に、個人情報取扱事業者等に対して当委員会が勧告又は命令をすることができることを定めております。本案は、EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて法第 6 条に基づいて規定したものであり、本案に基づく権利及び義務は、当委員会の執行対象となるものです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>の根拠が明確になっていない。 充分性認定の早期実現のためには、EU 域内から移転を受けた個人データの取扱いに関してガイドラインの形式で定めることが相当であるとは考えられるものの、上記の考え方を明確にするための法改正が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	
27	全体	<p>一方で、「法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している。」という記述には違和感を感じるとともに、ガイドラインに明記する必要がないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	御指摘いただいた記述部分は、当委員会が本案を策定する権限があることを確認的に示すものとなります。
28	全体	<p>本件ガイドライン案 P1 前段部分 9 行目後半では、「個人情報取扱事業者による EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人情報の適切な取扱い及び適切かつ有効な義務の履行を確保する観点から、各国政府との協力の実施等に関する法の規定（※1）に基づき個人情報保護委員会は本ガイドラインを策定した。特に法第 6 条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している。」とある。更に、同ページ 15 行目終わりでは、「個人情報保護委員会は、個人情報保護法を所管する機関として、法第 6 条に従い、法第 2 条第 3 項に定める要配慮個人情報及び法第 2 条第 7 項に定める保有個人情報（保有期間に関する定めを含む）に関する定義を含め、EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いについて、個人の権利利益のより高い水準の保護を規定したガイドラインを策定することにより、より厳しい</p>	当委員会では、引き続き、GDPR の制度概要及び本案の内容について、情報発信と周知広報に努めてまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>規律を策定する権限を有している。」とある。EUが以前から個人情報や要配慮個人情報に対し厳格な管理を求めているのは周知の事実であり個人情報保護委員会は前述のように、「法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している」のであるから、この大事なガイドラインはその権限が十分に行き渡り GDPR への対処を具体化する組織等に十分役立つ内容となっていなければならない。GDPR に関してはすでに日本貿易振興機構（JETRO）が「EU 一般データ保護規則（GDPR）」に関する実務ハンドブック（入門編）を公表しておりその P28 には、「GDPR が定める要件を満たすのであれば、「匿名化」は有効な対応になると考えられますが、第 29 条作業部会は匿名化技術に関する意見書の中で、匿名化が認められる場合を狭く解するという立場を表明しており、GDPR においても匿名化の要件は満たすのが容易ではないことに注意が必要です。」や、「個人データを暗号化した場合、通常、暗号化されたデータは、暗号を解く鍵なしでは、個人の識別につながり得ない情報となりますが、暗号を解く鍵が存在する限りにおいて、個人の識別が不可逆的に防止された訳ではないため、「匿名化データ」には該当しません。その結果、暗号化されたデータは、依然として「個人データ」に該当するため、暗号化されたデータの処理および移転については GDPR が適用されることとなります。これに対して、当該暗号を解く鍵が廃棄されている場合には、当該暗号化されたデータは不可逆的に個人の識別につながり得ない情報であり、「匿名化データ」に該当し、「個人データ」には該当しません。もっとも、この場合、企業においても、この暗号化されたデータが誰に関するものか分からなくなるため、このデー</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>タを活用することができるのかどうかという問題が出てくるものと考えられます。」とあり当方で JETRO に確認したところ、「第 29 条作業部会は GDPR における個人データの暗号化、匿名化に関するガイドラインや意見書等を近年特段出しておらず、今後の発表予定を見ても特に含まれてはいないようです。従い、基本的には上記レポート執筆当時から暗号化の考え方について大きく状況は変わっていないとご理解いただいて良いかと考えます。」（抜粋）との回答。然るに個人情報保護委員会が公開している、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）2 定義 2-1 個人情報（法第 2 条第 1 項関係）の解説部において、「「個人に関する情報」とは、氏名、住所、性別、生年月日、顔画像等個人を識別する情報に限られず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表す全ての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や、映像、音声による情報も含まれ、暗号化等によって秘匿化されているかを問わない。」との内容も十分理解できるところである。よって本ガイドラインが、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を有した個人情報保護委員会として出す大事なガイドラインであるならば、少なくとも GDPR と個人情報保護法への正しい法令対処（安全管理措置等）を具体化しようとする国内企業や日本国民等に対し、現時点での EU 側の秘匿化や匿名化、更に暗号化に関する解釈に関し、EU 側の解釈と日本側との解釈合致部分と差異部分等に関し、平易な文面で補足解説があるべきではないかと考える。</p> <p>【グローバルフレンドシップ株式会社】</p>	
29	全体	また、本ガイドラインは EU から移転される個人データの	当委員会では、引き続き、GDPR の制度概要及び本

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>取扱いの範囲のみ記述されているため、我が国の個人情報保護法と GDPR との定義の違いや差分の全体像が把握しづらくなっています。当フォーラムの加入事業者は、EU 域内において人気の高いゲーム、アニメ、マンガ、音楽等を配信している事業者が多く、本ガイドラインだけでは誤解を生じたり、体系的な対応が困難となる可能性があるため、意見を提出させていただきます。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>案の内容について、情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>
30	全体	<p>本ガイドラインにおいてすべてを網羅する必要はないと考えますが、事業者の誤解を防ぎ、体系的な対応を助けるため、各項に関連する GDPR の条項について、注意書きを追記していただいたり、別途、解説や対照表などを整備していただくことを要望いたします。</p> <p>また、本ガイドラインについては外国との外交に係わる側面があるため、交渉過程等について公開し難いものであることは理解いたしておりますが、ガイドラインの追加、修正等がある場合には、可能な限り事業者、消費者、有識者を交えた開かれた検討が行われることを要望いたします。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>当委員会では、引き続き、GDPR の制度概要及び本案の内容について、情報発信と周知広報に努めてまいります。また、本案の追加、修正等をする場合には、パブリックコメントを含め広く御意見を伺うよう努めてまいります。</p>
31	全体	<p>3) タイムラインとコンプライアンス：日本が、データの保護、業界のベストプラクティスの維持、経済およびビジネスの取り組みを支えるデータの自由な流れの確保に積極的に取り組んでいるなか、本追加規則の施行時期を明確にするよう求めるところです。同様に、個人情報保護委員会（PPC）がコンプライアンスをどのように見直し、決定するのかについて、追加の詳細な情報をいただきたいと考えます。</p> <p>我々は、環太平洋パートナーシップ協定のもとで合意された、デジタル貿易、プライバシー、国境を越えたデー</p>	<p>本案は、欧州委員会が GDPR 第 45 条に基づき決定する日本に対する十分性認定が効力を生ずる日から施行されます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>タ取引のための最先端のルールを追求してきた日本の継続的な努力に力づけられ、日本が、地域やグローバル規模で、こうした高いスタンダードを奨励し続けるよう希望しています。データの国境を越えた性質を考えると、特に APEC 国境を越えたプライバシールールなどの仕組みを利用して、国境を越えたデータ移動への多国間アプローチを促進するために、日-EU の枠組みを超えてこれらの努力を継続することが不可欠です。</p> <p>米国商工会議所と USJBC は、グローバル規模でのデータ移転のための信頼できる環境を作り上げるための日本政府の取り組みへの感謝を改めて表明したいと思います。本追加規則に意見を表明する機会をいただいたことに感謝申し上げますとともに、PPC と引き続き共に取り組んでいく用意があることを表明するものです。</p> <p>【米国商工会議所・日米経済協議会共同提出】</p>	
32	全体	<p>ガイドライン(案)の特定箇所ではなく、項目追加の意見です。</p> <p>本ガイドラインには、GDPR Article 8 の児童の保護と同等な規定がないと考えられます。したがって、たとえば、以下のような項目追加が必要ではないかと考えます。</p> <p>[検証可能な親権者の明示的な同意]</p> <p>16 歳未満の児童（以下、単に児童）に対してサービスを提供するオンラインサービス事業者は、EU 域内から我が国に個人情報を移転する場合、以下のことを確認しなければならない。</p> <p>(1) 個人情報が児童に関するものである場合、その親権者の検証可能な同意が含まれていること。</p> <p>(2) 上記同意には、当該オンラインサービスの利用が明示的に含まれていること。</p>	<p>本案において、児童の個人情報について追加的規定を設ける予定はありません。なお、現在の個人情報保護法においても、児童については、親権者などが本人に代わって同意を行うことが可能です。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(3) 当該オンラインサービスがプロファイリングを行う場合は、上記同意の中に、プロファイリングが明示的に含まれていること。</p> <p>(4) 上記(1)～(3)に関する明示的合意が確認できない場合、公開したポリシーで定める期間（1ヶ月を超えない）に、必要な明示的な同意を得る。これは、Opt-outであってはならない。この同意が得られなかった場合、当該児童に関するサービスを停止し、個人情報を速やかに削除する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
33	全体	<p>（意見） 「EU 域内から十分性認定により移転を受けた」 「EU 域内から十分性認定により移転される」 という表記を、 「十分性認定に基づき、EU 域内から移転を受けた」 「十分性認定に基づき、EU 域内から移転される」 にした方が良いのではないか。</p> <p>（理由） GDPR 第 45 条の標題は、 “Transfers on the basis of an adequacy decision” （十分性決定に基づく移転） となっており、「十分性決定の事実に基づいて」個人データの移転を行う事ができるとしている。 また、ガイドライン本文中でも複数の箇所で「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた」という表現が用いられているため。</p> <p style="text-align: right;">【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	GDPR 第 45 条の日本語訳に関する御意見として承りました。
34	全体	<p>（意見） 「十分性認定」という表現が採用されているが、「十分性決定」と表現する方が正しいのではないか。</p>	GDPR 第 45 条の日本語訳に関する御意見として承りました。なお、“adequacy decision”については、公文書を含め広く「十分性認定」と記載されている

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>(理由)</p> <p>GDPR 第 45 条の原文では“adequacy decision”となっているため。</p> <p>また、本ガイドライン（案）を英訳し直した場合に、十分性認定という表現からは“adequacy decision”と英訳できないと思われるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>事例があり、当該表記を用いることに問題はないと考えております。</p>
35	全体	<p>また、同等性認定以外の越境移転の重要な方法である APEC の CBPR については、参加国の増加に伴い、参加企業の増加も見込まれることから、アジア太平洋地域における信頼に足るフレームワークとして成長しつつあります。このため、日本政府には、米国や他の APEC 加盟国と連携し、さらには APEC のリーダーとして、引き続き CBPR の推進を図っていただくようお願いしたく存じます。ACCJ は、民間の立場からできる限り日本の CBPR 推進に向けたリーダーシップを支援していく所存です。最後に、EU 以外の国・地域と日本の間の越境移転について萎縮効果が及ばないよう、越境移転に関するルールを含めた個人情報保護法の啓発・普及を一層強化いただけるようお願い申し上げます。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>	<p>APEC・CBPR については、従来と同様に、国際的な枠組みとして、その普及に向けて取組んでまいります。</p>
36	表紙	<p>「移転を受ける個人データの取扱いに関し最低限準拠すべき規律を定めるもの」とあるが、本案に規定していない「DPO、DPIA、ポータビリティ、域外移転、EU 域内への代理人設置」などのその他の GDPR 主要法令要件について対応の必要はないと理解してよいか。対応する必要がある場合は何か指針のようなものは今後提示されるものか。</p> <p>(理由)</p> <p>本ガイドラインの位置づけの確認のため。</p>	<p>本案は EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いに関し、最低限遵守すべき規律を定めるものであり、それ以外のデータの取扱いについて適用されるものではありません。GDPR の適用を受ける場合には、GDPR 上の規律を遵守していただく必要があります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人日本クレジット協会】	
37	凡例	EUを「欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA：European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）」と定義しているが、欧州連合（EU）とEEAは異なるものである以上、EEAをEUと定義するのではなく「EEA」や「欧州経済領域」と定義すべきではないか。とりわけ、本文中で「EU域内」とのみ表記されていることを考慮すると、ガイドラインを参照する者が定義を参照しないまま「EU域内」をEU加盟国28カ国の域内と誤解してしまう可能性が高く、アイスランド島を含む31カ国を単に「EU」と定義するのは問題である。 【個人】	凡例において本案における「EU」とは、「欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA：European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）」と定義を明記しているものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
38	凡例	北キプロス・トルコ共和国は「キプロス」として「EU」に入るか否かを明らかにされたい。 【個人】	「北キプロス・トルコ共和国」は「EU」には含まれません。
39	凡例	フランス領ポリネシア、ニューカレドニア、ウォリス・フツナ、フランス領南方・南極地域、マヨット、サン・バルテルミー島、サン・マルタン島、サンピエール島・ミクロン島（フランス）、アルバ、オランダ領アンティル（オランダ）、フェロー諸島、グリーンランド（デンマーク）、ガーンジー島、ジャージー島、マン島、主権基地領域アクロティリおよびデケリア、バミューダ諸島、タークス・カイコス諸島、アンギラ、イギリス領ヴァージン初頭、ケイマン諸島、モントセラト、ピトケアン諸島、セントヘレナ、イギリス領インド洋地域、サウスジョージア・サウスサンドウィッチ諸島（イギリス）はここでいう「EU」か否かを明示されたい。 【個人】	欧州連合の機能に関する条約第355条第1項に基づき、サン・バルテルミー島及びサン・マルタン島は「EU」に含まれます。
40	凡例	今後加盟候補国のセルビア、モンテネグロ、マケドニ	EUの加盟に関して、現時点で仮定の話についてお

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ア、アルバニア、トルコ等の EU 加盟が認められた場合に自動的に「EU」となるのか、別途規則を改正するのか回答されたい。 【個人】	答えできません。
41	凡例	「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会および欧州理事会規則（一般データ保護規則）」において「及び」か「および」か、表記が揺れていると思われるが表記ゆれを統一されたい。統一しない場合はその理由を示されたい。 【個人】	御指摘のとおり、より正確な訳とするため、次のとおり修正いたします（下線部が修正箇所）。 【修正前】 「GDPR」個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会および欧州理事会規則（一般データ保護規則）
42	凡例	「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会および欧州理事会規則（一般データ保護規則）」に加え「EU データ保護指令 95/46/EC を廃止する」も追加してはどうか。 【個人】	【修正後】 「GDPR」個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転 <u>並びに指令 95/46/EC の廃止</u> に関する欧州議会 <u>及び</u> 欧州理事会規則（一般データ保護規則）
43	前文	ガイドライン案 1 頁目には、「特に法第 6 条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定している。」とありますが、「その他の措置」とは何を指しているのでしょうか。条約上の措置でしょうか。我が国法体系において、憲法でも条約でもなく、「法令で定める内容を・・・上回る」「より厳格な規律」を課す措置を設けることは可能なのでしょうか。	法第 6 条は、個人情報を一層保護する観点から法の定めるところ以上に厳格な規律を設けることを予定しており、その他の措置としては、本案のようなルールの策定や広報啓発が考えられます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
44	前文	<p style="text-align: right;">【個人】</p> <p>1. 本ガイドラインの法的拘束性 本ガイドラインは法に規定されていない事業者の追加的義務を定める（例：6か月以内に消去されるものも「保有個人データ」として法上の義務対象とすること。法上匿名加工情報作成事業者は加工方法等情報を保存していてもよい(36条2項)が本ガイドラインではEU域内から提供を受けた個人情報から作成した匿名加工情報を法23条・24条の制限を受けることなく第三者に提供するためには加工方法等情報を削除しなければならない)。しかし、法6条は政府が厳格な取扱いの必要がある個人情報につき法制上の措置を講ずべき責務を定めるが、これは国会への法案提出または法律の委任に基づく政省令によってであり、単なる行政機関のガイドラインにより法的義務を課すことはできない。本ガイドラインで言及されている他の規定もその内容から見て本ガイドラインの法的拘束性の根拠とすることはできない。従って、本ガイドラインが法的拘束力を有する旨の記述およびそれを前提とした記述は不適切である。</p> <p>仮にこのようなガイドラインにより欧州委員会から十分性認定（「認定」）を得ることができたとしても以下の問題がある。(1)最終的に認定を行うには、欧州データ保護会議(EDPB)から十分性の評価に関する意見を得なければならない(GDPR 70(1)(s))。EDPBはWP29が改組された上組織されるが、WP29は個人データ保護に非常に厳格であったからその後継組織であるEDPBが簡単に肯定的意見を出すのか疑問がある。(2)EU・米国間プライバシーシールドでは、参加企業は同シールドで定めるPrivacy Principleを遵守する旨およびこれに従ったプライバシーポリシーを公表しFTCによる調査および執行権限に服</p>	<p>本案に記載のとおり、本案は、法第6条等に基づいて策定された法的拘束力を有する規律であり、本案に基づく権利及び義務は、当委員会の執行対象となるものです。</p> <p>なお、1(1)-(4)は、欧州側の手続等に関する仮定の話であり、当委員会が直接お答えする立場にはありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>し、同ポリシーに違反等した場合 FTC 法 5 条に基づき欺瞞的行為・慣行または不公正行為・慣行として制裁を受け、これにより法的拘束性が担保されている。しかし、同様の枠組みであったセーフハーバー協定でさえも欧州司法裁判所 (ECJ) 判決により無効とされた。(3) 仮に本ガイドラインに基づく認定が EDPB、ECJ、人権保護団体等により問題とされた場合、国際的に社会・政治問題化する可能性がある。(4) 日本企業の欧州子会社等が認定に依拠し、SCC の締結等をせずに EU の個人データを日本に継続的に移転できていたとしても ECJ 判決により認定が無効となれば混乱は避けられない。</p> <p>2. 法的拘束性を持たせるための措置 最も疑問のない方法は、法自体を改正し、欧州から日本に移転される個人情報の取扱いに関する特則を追加することである。しかし、それ程の必要性があるか否かは以下の理由から検討する必要がある。(1) SCC の締結手続は移転内容の記入さえできれば単なる事務的問題であり、SCC の記入事項・方法等その締結を容易にする情報の提供等があれば多くの日本企業は対応できると思われる。(2) EU 域内から他国への移転は SCC 等によらざるを得ない。(3) 認定がされても、移転元 (EU 内子会社等) は GDPR (特に 32 条処理のセキュリティ確保義務) に服すから移転に関し何ら契約等の手当てもせず移転することは実質上できない。</p> <p>これに対し、法的拘束性の完全性に疑問はあるが、以下の案も考えられる。(1) 法 47 条の認定団体 (「団体」) が作成する法 53 条の個人情報保護指針に本ガイドラインの内容、これに違反した場合の制裁、および構成事業者 (「事業者」) は違反した場合法 40 条～42 条に定める委</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>員会の監督、指導・助言、勧告・命令を受け入れる旨を定める。(2)団体は、法51条1項に基づき事業者との間で同指針への遵守を義務付ける合意書を締結する。(3)事業者が本ガイドラインの内容に違反した場合、団体は法53条4項および合意書に基づき指導、勧告、制裁その他の措置をとる。また、委員会は法40条～42条および合意書(委員会にとっては第三者のためにする契約)を根拠として権限を行使する。(4)認定はこの枠組みについて受けかつ上記事業者のみが利用できる。この枠組みは、プライバシーシールドやSCC(*)に類似するからEU側の理解も得やすいと思われる。(*)例:SCC(対管理者)Set IIのVはデータ輸入者もEU加盟国裁判所または監督機関の判断に従う義務等を定める。</p> <p style="text-align: right;">【UniLaw 企業法務研究所】</p>	
45	前文	<p>「本ガイドラインは法的拘束力を有する規律であり」について、今回のガイドラインのような形式で法的拘束力を有する規律を定めることについての法律の委任があるようには見受けられず、また法61条により個人情報保護委員会の所掌事務とされている各事項のいずれかの範囲に含まれているようには思えません。ガイドライン通則編1-1における「しなければならない」「してはならない」「努めなければならない」「望ましい」各々の意味に関する説明内容と比較しても、今回は随分と踏み込まれた印象です。本ガイドラインの法的拘束力については、字面通りの意味ではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> - 現行法が取り扱っていない問題につき対応指針を示し、 - これに沿った個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いが積み重なっていった結果として、 - 裁判所もこれを事実上通用する規範として尊重するよ 	<p>法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しており、本案は法第6条等に基づいて、策定されたものです。この措置は個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組みであり、これを明確化する観点から、本案の前文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記します。</p> <p>また、本案の表現は、ガイドライン通則編1-1における説明内容と同様であり、EU側の関係者にも理解できるようEUの制度にも即した表現を用いております。</p> <p>なお、個人データ移転が、GDPR第45条によらない場合には、GDPR第46条に基づく標準データ保護</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>うになる という一連の効果を期待しているにとどまる、と理解しておけばよろしいでしょうか。 【キョーリン製薬ホールディングス株式会社】</p>	<p>条項（SDPC）、GDPR 第 47 条に基づく拘束的企業準則（BCR）等の手法が用いられることも可能であると考えられます。</p>
46	前文	<p>（意見） 法 6 条を根拠に、個人情報保護委員会は、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な法律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を有するとされているが、法 6 条の文言からそのような権限を読み取することは困難であるように思われる。 本ガイドライン案において、法令や規則を上回る内容を、しかも情報の出自によって区別して定めることがなぜできるのかより具体的に示すべきである。 この点が曖昧であると、充分性の認定が無効であるとの訴えがなされたときに、日本法上の執行力を基礎付ける法的な位置づけが不安定となり、欧州司法裁判所によって無効判決が下される等して、日欧間の個人データの移転が再度不安定になることを懸念している。 （理由） 条文の構造上、「国際的に整合の取れた個人情報に係る制度を構築」する際の権限は、6 条前段ではなく、6 条後段によって導かれるが、6 条後段には「法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な法律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限」は規定されていない。このような権限は、6 条前段に基づくものである。6 条後段の「必要な措置」は、国際交渉等を行うことであって、ガイドラインによって厳格な規律を定め、日本国民の権利・自由を制限するのは難しいのではないかと懸念する。 また、仮に 6 条前段に基づいてこのガイドラインを制定</p>	<p>法第 6 条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しており、本案は法第 6 条等に基づいて、策定されたものです。この措置は個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組みであり、これを明確化する観点から、本案の前文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記します。 なお、個人データ移転が、GDPR 第 45 条によらない場合には、GDPR 第 46 条に基づく標準データ保護条項（SDPC）、GDPR 第 47 条に基づく拘束的企業準則（BCR）等の手法が用いられることも可能であると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>するのであるとすれば、そのような権限は、「個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報」についてのみ認められるものであるが、日本政府がEU市民のデータのみ一層の保護を図るとするのは極めて違和感がある。国際的に整合の取れたものにするという観点からは、日本の者か、EU市民かにかかわらず、法によって統一的な個人情報の保護の取扱いとなるべきではないかと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【西村あさひ法律事務所】</p>	
47	前文	<p>「本ガイドラインは法的拘束力を有する規律」という表現の意味を明らかにされたい。本ガイドラインが個人情報取扱事業者に対する法的義務を構成するのであれば、その根拠を説明されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は法第4条、第6条、第8条、第24条、第60条及び第78条、並びに規則第11条に基づき策定されたものであり、これに違反した場合に、法令に基づき、個人情報保護委員会による執行対象となり得ることを意味します。</p> <p>また、法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しており、本案は法第6条等に基づいて、策定されたものです。この措置は個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組みであり、これを明確化する観点から、本案の前文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記します。</p> <p>なお、個人データ移転が、GDPR第45条によらない場合には、GDPR第46条に基づく標準データ保護条項(SDPC)、GDPR第47条に基づく拘束的企業準則(BCR)等の手法が用いられることも可能であると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
48	前文	<p>(意見)</p> <p>「法的拘束力を有する」ことを前提にした記述はすべて削除するとともに、「行政指導指針」としての性格を有することを明らかにした上で、これらの規律を遵守すべき理由を「丁寧に説明」(第53回委員会における委員発言)すべきである。</p> <p>逆に、本件ガイドライン(案)が「法的拘束力を有する」とする見解を維持するのであれば、その根拠ないし理由を「丁寧に説明」していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本件ガイドライン(案)には、このガイドラインが「法的拘束力を有する」ことを前提にした記述が多々みられる。例えば、1ページ第4段落・第5段落において、「事業者を拘束し」、「法的拘束力を有する規律」、「本ガイドラインに基づく(定める)権利及び義務」、「裁判所からも救済を得ることができる」、「法第42条に基づく措置を講ずる」と記載されている。</p> <p>そもそも、「法的拘束力を有する」ガイドラインを策定することを目的とするのであれば、ガイドライン策定以前に立法措置(法令改正)をすべきではないか。</p> <p>しかるに、公表されたこれまでの資料によれば、貴委員会は、「双方の制度間の関連する相違点に対処するための、法令改正を行わない形での解決策」として、「最低限遵守すべき規律を示す」ガイドラインを策定することとしたと説明している。そして、当該ガイドラインを策定する根拠として、前文の「※1」に個人情報保護法の各規定及び規則(次に掲げる各条を含む)を掲げている。</p> <p>なるほど、既定のガイドラインをみると、通則的なガイドラインは同法4条、8条、60条に基づき、また、特定分野のガイドラインは同法6条、8条に基づき定められ</p>	<p>法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しており、本案は法第6条等に基づいて、策定されたものです。この措置は個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組みであり、これを明確化する観点から、本案の前文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記します。</p> <p>なお、個人データ移転が、GDPR第45条によらない場合には、GDPR第46条に基づく標準データ保護条項(SDPC)、GDPR第47条に基づく拘束的企業準則(BCR)等の手法が用いられることも可能であると考えられます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ている。そして、これらのガイドラインは、同法あるいは特定分野に係る法令等の施行に当たり、事業者への支援のために策定されたものと承知している。</p> <p>ところで、既定のガイドラインには、①個人情報保護法について解釈上疑義がある部分を明確化するための部分（義務規定）、②個人情報保護法に基づく義務の内容に加えて当該分野の実情に応じて追加的に行われることが望ましいと考える事項を示すことによって、自主的な取組を促そうとする部分（任意規定）が含まれており、個人情報保護法第4章第1節・第2節に規定された義務に違反した個人情報取扱事業者等に対し、委員会は上記①部分に記載された法令の解釈に基づき同法による命令等を行うことが予定されている（岡村久道『個人情報保護法第3版』143頁を参照）。</p> <p>「本ガイドラインは、EU域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関して、個人情報保護に関する法令及びガイドラインに加えて、最低限遵守すべき規律を示すものであり、いわば、当該充分性認定という事実を受けて（法令改正することなく）策定されるものであるから、当該規律は、上記②の任意規定と同様のものとみられ、「上記①と異なり、法令ではないので、それ自体が法的強制力を有するものではない」（前掲岡村144頁を参照）。また、前文の「※1」に掲げられている個人情報保護法の各規定及び規則のいずれにも、EUから充分性認定を受けたことを理由として「法的拘束力を有する規律」を策定する権限を貴委員会に対して授権（委任）する規定はみられない。よって、当該充分性認定という事実から、直ちにガイドラインの「法的拘束力」を導き出すことはできないと史料する。</p> <p>また、本件ガイドライン（案）の（1）から（5）をみ</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>ると、いずれも「…こととする」と記載されており、そのような措置をとることが「適切である」ないし「望ましい」ことを示しており、これらの規律に従わなかったことをもって直ちに法違反と判断されることはないということになる（既定のガイドラインを参照）。</p> <p>そうすると、「法令改正を行わない形での解決策」としての本件ガイドライン（案）は、異見公募手続の対象となる「命令等」のうち、「法律に基づく命令」（行政手続法2条8号イ）には該当せず、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者に対して行う行政指導（同法2条6号）について、当該行政指導に共通してその内容となるべき事項を記載した「行政指導指針」（同法2条8号ニ、36条）に該当すると考えられる。</p> <p>なお、提示された規律を遵守すべき理由としては、例えば、足らざるところが5項目ばかり（「いくつかの関連する相違点」）あるので、EUの十分性認定を受けるための附帯条件（「合意」）として、当該十分性認定により便益を享受する事業者が引き受けるべき負担（前記相違点を解消するための努力義務（「求められる（最低限の）規律」）←委員会から行政指導を受ける）を内容とする本件ガイドラインを作成したということではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
49	前文	<p>（意見） 第3段落は削除すべきである。</p> <p>（理由） 前文第3段落において、法6条前段の「保護のための格別の措置」の対象として、同条後段の「国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する」観点を含めている。しかしながら、「本件ガイドラインは、EU域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに</p>	<p>法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しており、本案は法第6条等に基づいて、策定されたものです。この措置は個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組みであり、これを明確化する観点から、本案の前</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>関」するものであり、法6条前段が予定している「個人の権利利益の侵害に関する危険性が高いので、本法が定めているよりも厳格な規律が求められるべき個別分野に係る個人情報」（前掲岡村 133 頁を参照）に係るものではない。個別分野とは、例えば、医療、金融・信用、情報通信を指すと承知している。前文第3段落に記載されている法6条の解釈は「木に竹を接ぐ」もので、このような解釈は未だ聞いたことがない。</p> <p>また、第1段落及び第2段落において、EUから充分性認定を受けた（「十分な保護水準」、「高い水準で保護」）ことを記述しておきながら、第3段落において、「より厳格な規律」、「より高い水準の保護」、「より厳しい規律」を強調して記述するのは、充分性に欠けることを自ら告白していることになり、論理矛盾であるとともに、EUから充分性認定を受けた（未だ受けていないが）ことの価値を著しく損なうものと思料する。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記します。</p> <p>なお、個人データ移転が、GDPR 第 45 条によらない場合には、GDPR 第 46 条に基づく標準データ保護条項（SDPC）、GDPR 第 47 条に基づく拘束的企業準則（BCR）等の手法が用いられることも可能であると考えられます。</p>
50	前文	<p>「より厳格でより詳細な規律により補完する」という表現の意味を明らかにされたい。例えば、法2条3項には「性生活、性的指向又は労働組合」と記載されていないが、性生活、性的指向又は労働組合を要配慮個人情報に含めることで「より厳格でより詳細な規律により補完する」というのはどのような意味か。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>法第6条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しており、本案は法第6条等に基づいて、策定されたものです。この措置は個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組みであり、これを明確化する観点から、本案の前文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記します。</p> <p>EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた性生活、性的指向又は労働組合に関する情報については、要配慮個人情報と同様に取扱うことが求められ</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>ます。すなわち、取得時及び第三者提供時に原則として本人の同意を取得する必要があります。</p> <p>なお、個人データ移転が、GDPR 第 45 条によらない場合には、GDPR 第 46 条に基づく標準データ保護条項 (SDPC)、GDPR 第 47 条に基づく拘束的企業準則 (BCR) 等の手法が用いられることも可能であると考えられます。</p>
51	前文	<p>(意見)</p> <p>「個人情報取扱事業者が本ガイドラインに定める一つ以上の義務を遵守しない場合、個人情報保護委員会は法第 42 条に基づく措置を講ずる権限を有する。」とある。しかしながら、法第 42 条第 1 項は個人情報保護法の特定の条文に関する規定違反に対しての権限として規定している。</p> <p>今後、本ガイドライン案との関係性を明確にするために、法第 42 条の改定を行うことは考えられるか。また十分性認定の下でも、別途 EU からの罰則を受けることはあり得るかについて、説明を追加していただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>法第 42 条と本ガイドラインの関係について、確認いたしたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>法第 6 条は、個人情報に関する一層の保護を図り国際的に整合のとれた個人情報に係る制度を構築する観点から、法令で定める内容を補完し上回る、より厳格な規律を設けられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずる権限を規定しており、本案は法第 6 条等に基づいて、策定されたものです。この措置は個人情報の保護に関する基本方針にも沿う取組みであり、これを明確化する観点から、本案の前文に「個人情報の保護に関する基本方針を踏まえ、」という記載を追記します。</p> <p>法第 42 条の対象条文に係る義務違反があった場合には、事案に応じ法令に基づく措置が検討されることとなります。</p> <p>なお、個人データ移転が、GDPR 第 45 条によらない場合には、GDPR 第 46 条に基づく標準データ保護条項 (SDPC)、GDPR 第 47 条に基づく拘束的企業準則 (BCR) 等の手法が用いられることも可能であると考えられます。</p> <p>また、当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有しておりませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
52	前文	<p>本ガイドラインの適用対象となる者について、「EU 域内から充分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し」とあるが、充分性認定によらずに SCC や BCR 等によって移転された個人データを受領する者については対象に含まれるのか。</p> <p>また、EU 域内から移転された個人データを受領した個人情報取扱事業者 A から当該個人データが事業者 B に提供された場合、(このように間接的に受領した) 事業者 B については対象に含まれるのか、Q&A 等で示していただきたい。</p> <p>理由 上記が不明であるため、明確化してほしい。 【一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)】</p>	<p>本案は、EU 域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いについて適用されるものであり、充分性認定ではなく SCC や BCR に基づき移転された個人データの取扱いを直接の対象とするものではありません。</p> <p>一方、EU 域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人データを受領した個人情報取扱事業者 A から、個人情報取扱事業者 B に当該個人データが提供された場合、個人情報取扱事業者 B は本案の対象となります。</p>
53	前文	<p>(意見)</p> <p>「EU 域内から充分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し、個人情報取扱事業者はこれを遵守する必要がある」との記載があるが、以下の場合にはこのガイドラインの適用範囲外であることを明確にして頂きたい。</p> <p>① GDPR46 条に定める適切な保護措置 (Binding Corporate Rules, Standard Data Protection Clauses (又は、旧データ保護指令の下での Standard Contractual Clauses) など) を講じることにより EU 域内から移転される個人データを取り扱う場合</p> <p>② GDPR49 条に定める逸脱 (Derogation。越境移転につき本人の同意がある場合、本人と管理者との間の契約の履行のために移転が必要である場合など) に基づいて EU 域内から移転される個人データを取り扱う場合</p> <p>③ EU 域内にある支店や現地事務所といった拠点 (establishment) の活動に関連して、同一法人内の日本</p>	<p>本案は、EU 域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、EU 域内から充分性認定に基づき移転した情報以外に適用されるものではありません。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>にある本店で個人データを取り扱う場合（GDPR3条1項に基づいてGDPRの適用を受ける場合）</p> <p>④ GDPR3条2項に基づいてGDPRの域外適用を受ける場合 （理由）</p> <p>ガイドラインの内容に従わない場合には、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）42条に基づく措置が講じられるとのことであるため、その適用範囲は明確にされるべきであるものと思料する。なお、①②については、金融法務事情2090号18頁下段において、上記の意見と同趣旨の内容が記載されているものと理解しているが、ガイドライン上に明確にして頂きたい。</p> <p>【西村あさひ法律事務所】</p>	
54	前文	<p>（意見）</p> <p>EU域内から日本国内への個人データの移転については、大きく分けて、</p> <p>① EU域内の事業者（日本の事業者の現地法人を含む）から、日本の事業者へ個人データが移転される場合</p> <p>② 個人の同意に基づき、EU域内の個人から直接に日本国内の事業者へ個人データが移転される場合</p> <p>の二つがあると考えられる。</p> <p>本ガイドライン（案）は、「EU域内から充分性認定により移転される個人データ」に関するものであるため、上記①が対象であり、個人の同意に基づいて個人データが移転される上記②は本ガイドラインの対象ではないと考えて良いか。</p> <p>また、上記の二つの場合とも、日本国内に移転された個人データは、GDPRの域外適用の対象となるので、上記②の場合であっても本ガイドラインを遵守する必要があると考えて良いか。</p>	<p>本案は、EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いについて適用されるものであり、充分性認定ではなくSCCやBCRに基づき移転された個人データの取扱いを直接の対象とするものではありません。</p> <p>当委員会は、GDPRの各種規定に関して解釈権限を有しておりませんが、GDPRの各種規定の適用の有無は個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後もGDPRに関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>更に、本ガイドライン（案）は、EU 域内から十分性認定により移転される個人データの取扱いについての遵守事項を定めていることから、十分性認定によらずに移転される個人データの移転後の取扱いに関する GDPR の域外適用や、GDPR と個人情報保護法との関係等についても、本ガイドライン（案）又は別のガイドラインで説明しておく必要があるのではないか。</p> <p>（理由） GDPR は個人データの移転及び取扱いについて規定しており、その取扱いが EU 域内であると否とを問わずに適用される。（GDPR 第3条） 上記から、十分性決定を受けて移転される個人データに限らず、個人の同意を得て直接移転されるデータについても、移転後の取扱いに関する GDPR の域外適用や GDPR と個人情報保護法との関係について個人情報取扱事業者が正しく認識しておく必要があるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	
55	前文	<p>「これに基づき、本ガイドラインは、EU 域内から十分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し、個人情報取扱事業者はこれを遵守する必要がある。」とあるが、十分性認定ではなく、GDPR の Article46、Article49 に基づき EU 域内から移転される場合、本ガイドラインの対象外との認識で良いか。</p> <p>（理由） GDPR で認められている EU 域内からの移転条件は複数あり、十分性認定を受ける前に GDPR の Article46 に従い SCC を締結して個人データを受領している場合も想定されるため。</p> <p>【匿名】</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いについて適用されるものであり、十分性認定ではなく SCC や BCR に基づき移転された個人データの取扱いを直接の対象とするものではありません。</p>
56	前文	（意見）	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「個人情報保護委員会による執行・・・と認められる。」等の前文について、本ガイドライン（案）で定める義務を遵守しない場合の執行対象は、「EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データ」である。</p> <p>したがって、個人情報取扱事業者においては、取り扱う個人データが「EU 域内から移転を受けた個人データ」であることを的確に認識し、それ以外の個人データとは区別して取り扱うことが、本ガイドライン（案）の適切な遵守のためにも望ましいことを明記すべきではないか。</p> <p>（理由） EU 域内から移転を受けた個人データをどのように取り扱うかは個人情報取扱事業者の判断に委ねられるものではあるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EU 域内から移転される個人データ と ● それ以外の個人データ <p>上記を一緒に取り扱った場合、それぞれの個人データで遵守すべき規律が異なるため、その対応が複雑になるとともに、遵守を誤った場合の対応も煩雑になることが予想されるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。なお、具体的な情報の管理方法は、各事業者の判断に委ねられるものと考えます。</p>
57	前文	<p>（意見） 「EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人情報について」の「個人情報」は「個人データ」と表記すべきではないか。</p> <p>（理由） 1 ページの他の箇所では、「個人データ」と記述しており、表現を統一したほうが読みやすく、また読者の誤解を招くおそれも防止できると思われるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>本案は、EU 域内から充分性認定により日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて定めたものであり、現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
58	前文	<p>「これに基づき、本ガイドラインは、EU 域内から充分性</p>	<p>本案は、EU 域内から充分性認定に基づき日本国内</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者を拘束し、個人情報取扱事業者はこれを遵守する必要がある。」とあるが、受領する個人情報取扱事業者にとって個人データではなく個人情報に該当する場合、本ガイドラインの対象外との理解で良いか。</p> <p>(理由) 本ガイドラインの対象は個人データに限定されることを確認するもの。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	<p>に移転した個人に関する情報の取扱いについて定めたものです。EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報については、本案に加え我が国の法令及び関係ガイドラインに従って適切に取り扱っていただく必要があります。</p>
59	前文	<p>前文部分の説明は、本ガイドライン遵守がすなわち GDPR 遵守を意味するような誤解を招くように思われる。本ガイドラインは EU 域内から EU 域外への個人データの移転 (EU 域外から EU 域内の個人データへのアクセスを含む) を適法化する十分性認定に関してのみ定めるものであり、事業者に対し GDPR が直接適用される場合に課されるその他の規制の遵守まで担保するものではない旨の補足説明の追加が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いについて適用されるものです。</p> <p>なお、GDPR の他の規定の適用については、各事業者の事業内容に応じて確認する必要があると考えられ、当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>
60	前文	<p>(意見)</p> <p>「これに基づき、・・・個人情報保護委員会の執行対象となる。」等の前文から、本ガイドライン(案)は EU 域内から十分性認定により移転される個人データを受領する個人情報取扱事業者に対して法的拘束力を有する規律であり、個人情報保護法の規定とともに個人情報保護委員会の執行対象となることが理解できる。</p> <p>この解釈に基づき、本ガイドラインを遵守している場合は、個人情報保護法による執行の対象とならないと考えて良いか。また、EU 域内から移転された個人データの取扱いの適性性について、GDPR の域外適用を受けることはないと考えて良いか。</p> <p>あるいは、個人情報保護法による執行の対象とはならず</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いについて適用されるものです。</p> <p>なお、GDPR の他の規定の適用については、各事業者の事業内容に応じて確認する必要があると考えられ、当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>とも、GDPR に抵触する場合は GDPR の域外適用の対象となることもあり得るのか。 (想定される状況)</p> <p>① GDPR には、個人情報保護法には規定のない、「プロファイリング」や「データポータビリティ」に関する規定等がある。また、個人データの侵害時における監督機関への通知について「72 時間以内」と個人情報保護法における「速やかに」とは異なったより具体的な規定等が存在している。こうした個人情報保護法にはない GDPR 固有の個人データの取扱い規定を遵守しなかった場合は、個人情報保護法の規定や本ガイドラインを遵守していても GDPR の域外適用を受けることになると考えたほうが良いのか。</p> <p>② 移転後の個人データの取扱いに関して個人情報保護法の規定及び本ガイドラインを守らなかった場合は、個人情報保護法に基づき個人情報保護委員会の執行対象となるのみで、併せて GDPR による執行対象ともなるようなことはないと考えて良いのか。</p> <p>(理由) GDPR は個人データの移転及び取扱いについて規定しており、その取扱いが EU 域内であると否とを問わずに適用されることになっている。(GDPR 第 3 条) 本ガイドライン(案)では個人データの移転のみを対象にしていると理解しているが、充分性決定を受けて移転される個人データの「移転後」の取扱いに関しては、GDPR の域外適用や GDPR と個人情報保護法との関係について、個人情報取扱事業者が正しく認識しておく必要があるため。 また、本ガイドライン(案)は、充分性決定に基づき EU 域内から移転される個人データの取扱いについて遵守事</p>	

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>項を定めているが、同時に移転後の個人データの取扱いにかかる GDPR の域外適用や GDPR と個人情報保護法との関係についても記述しておく必要があるのではないかと考えるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	
61	前文	<p>21 行目について、EU 域内から移転を受けた個人データを取り扱う場合、本ガイドラインで求める事項以外で、登録や報告などは必要ないとの理解でよいか。</p> <p>（理由） ガイドラインの内容明確化のため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	御理解のとおりです。
62	前文	<p>（意見） 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として EU を指定し」との記載は、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として EEA 協定加盟国を含む EU 加盟国を指定し」とすべきではないか。</p> <p>（理由） 【凡例】における「EU」の定義では、「欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA：European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）」とあるため。</p> <p>【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	凡例において本案における「EU」とは、「欧州連合加盟国及び欧州経済領域（EEA：European Economic Area）協定に基づきアイスランド、リヒテンシュタイン及びノルウェーを含む、欧州連合（European Union）」と定義を明記しているものであり、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
63	前文	<p>「本人は裁判所からも救済を得ることができる」との規定の意味を明らかにされたい。これは、個人情報保護法上の開示、訂正等の請求権が民事上の請求権でもあること（法34条）を確認しているだけであるか、そうではなく、プライバシー権の侵害を理由とした不法行為の成</p>	本人が、裁判所に対して、個人情報保護法上の開示、訂正等の請求権に関して、訴えを提起して裁判所の判断を得られることを意味します。なお、一般に、事案の性質によりプライバシー権の侵害を理由とした訴えを提起することも想定され得ます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		立を認めるという趣旨が回答されたい。 【個人】	
64	前文	上記 18 に関して、裁判例上、個人情報保護法違反だからといって直ちにはプライバシー侵害の不法行為とは認められていないが、本ガイドラインはこのような不法行為（民法 709 条）の解釈を変更するという趣旨が明らかにされたい。 【個人】	本案は、民法上の不法行為の解釈を変更するものではありません。
65	前文	「合理的に予測できない不可抗力」における「合理的に予測できない」と「不可抗力」の関係は「又は」か「且つ」か回答されたい。不可抗力であっても合理的に予測できるものは正当な理由がないという趣旨が回答されたい。（例えば、既に知られている断層の上に個人情報取扱事業者の事業所があって地震が起こった場合、地震は合理的に予測されたとして、正当な理由がないと解されるのか、回答されたい。） 【個人】	御指摘の記載は「かつ」を意味するものであり、本案において「正当な理由」の例示として示したものととなります。
66	(1) 要配慮個人情報	EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報と、そうではない個人情報が混在した場合、両者を区別することは困難だと思われまます。「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」は、要配慮個人情報に追加することを検討すべきです。 【個人】	EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報と、そうではない個人情報の両者を区別して取り扱うか、一体として取り扱うかは事業者の判断に委ねられています。 なお、「性生活、性的指向又は労働組合に関する情報」、は GDPR 上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられますが、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた場合には、本案において要配慮個人情報と同様に取扱うことを求めています。
67	(1) 要配慮個人情報	「性生活」、「性的指向」に関する情報とは、どのような	「性生活」、「性的指向」に関する情報は、GDPR 上、

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>情報を指すのか、定義を示して頂きたい。また性自認は対象外であることを明確にしたい。</p> <p>(理由)</p> <p>実務を行う上で定義を明確化するため。</p> <p>【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられます。なお、「性生活」とは、性的な生活に関する概念であり、「性的指向」とは、人が何を恋愛・性愛の対象とするかを表すものです。性自認に関する情報も、「性生活」や「性的指向」に関する情報に含まれる場合があります。</p>
68	(1) 要配慮個人情報	<p>EU では「性生活」「性的指向」「労働組合」のデータも「要配慮個人情報」扱いされることについて、政令や規則において定めるようにして頂きたい。「性生活・性的指向」については、同性愛など広い範囲に用いられると思う。ただし、刑法における「性的指向」とは別の扱いになると考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>「性生活」「性的指向」「労働組合」に関する情報は、GDPR 上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられますが、一般的に、同性愛であることは、「性的指向」に関する情報に含まれます。</p>
69	(1) 要配慮個人情報	<p>「性生活」とはどのような意味か回答されたい。例えば「子どもがいること」「妊娠中であること」「不妊治療を受けたこと」「セックスレスであること（性生活の不存在）」「同性との性生活に関する情報」「性交類似行為に関する情報」「ラブホテルで異性と一夜を過ごしたこと」はそれぞれ「性生活」に関する情報か回答されたい。あわせて、金融分野ガイドライン第5条第1項の「性生活」と同義か否か回答されたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>「性生活に関する情報」は、GDPR 上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられますが、「性生活」とは、性的な生活に関する概念であり、本案上の「性生活に関する情報」には、例えば、「性生活の不存在」「同性との性生活に関する情報」なども含まれ得ると考えられます。また、例えば、「不妊治療を受けたこと」は要配慮個人情報に該当し得ると考えられます。</p> <p>なお、金融分野ガイドラインに関する御質問は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
70	(1) 要配慮個人情報	<p>「性的指向」とはどのような意味か回答されたい。「性的嗜好」とは異なる意味で用いられているのか、そうであ</p>	<p>「性的指向」に関する情報は、GDPR 上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止され</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>れば、いかなる意味で異なるのか回答されたい。同性愛、異性愛、両性愛、汎性愛、非性愛、無性愛、間性愛、幼女性愛、異種性愛、二次元性愛がそれぞれ「性的指向」に関する情報が回答されたい。性自認、例えば「Aさんは身体の性別は男性だが、心の性は女性であること」「Bさんは身体の性別は女性だが、心の性は男性であること」「Cさんは身体の性別は男性で、心の性は男性であること」「Dさんは身体の性別は女性で、心の性は女性であること」はそれぞれ「性的指向」に関する情報が回答されたい。性同一性障害であることは「性的指向」に関する情報が回答されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>ているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU域内から十分に性認定に基づき日本国内に移転してきてくことはないと考えられますが、「性的指向」とは、人が何を恋愛・性愛の対象とするかを表すものであり、具体的には、同性愛、異性愛、両性愛などが含まれます。性同一性障害であることは、要配慮個人情報に該当し得ます。</p>
71	(1)	要配慮個人情報	<p>「性的指向」につき、金融分野ガイドライン第5条第1項の機微情報に該当するのか明らかにされたい。前記条文は、法第2条第3項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活（これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。）に関する情報を機微情報と定義しているところ、本ガイドラインにより要配慮個人情報と同様に扱うこととされる「性的指向」は、法第2条第3項に定める要配慮個人情報にもその他列挙された事由にも該当しないと思われるが、機微情報に含まれるのか否か。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>金融分野ガイドラインに関する御質問は、本意見募集の対象外と考えます。なお、「性的指向」に関する情報は、GDPR上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU域内から十分に性認定に基づき日本国内に移転してきてくはないと考えられますが、EU域内から十分に性認定に基づき提供を受けた個人データに「性的指向」に関する情報が含まれる場合には、本案により、要配慮個人情報と同様に扱う必要があることから、金融機関においてもこれを満たす必要があるものと考えられます。</p>
72	(1)	要配慮個人情報	<p>「性生活」、「性的指向」、「労働組合」について、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）12ページから15ページ同様にどのようなものを指すのか明示頂きたい。もしくは「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aにて例示を追加頂きたい。</p>	<p>「性生活」、「性的指向」、「労働組合」に関する情報は、GDPR上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU域内から十分に性認定に基づき日本国内に移転してきてくはないと考えられますが、「性生活」とは、性的な生活に関する概念であり、本案上の「性生活」に関する情報には、</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>(理由) 通則編との平仄及びどの様な内容が該当するかの判断基準とするため。</p> <p>【匿名】</p>	<p>例えば、性生活の存在・不存在等が含まれます。 また、「性的指向」とは、人が何を恋愛・性愛の対象とするかを表すものであり、具体的には、同性愛、異性愛、両性愛などが含まれます。 「労働組合」に関する情報には、組合員か否か、組合員である場合にどの組合に属しているか、どのような組合活動を行ってきたか等という情報が該当します。</p>
73	(1)	要配慮個人情報	<p>「労働組合」とはどのような意味か回答されたい。労働組合法2条に定める「労働組合」か。例えば「自分の所属する団体が労働組合法上の労働組合かを争い、裁判所によって労働組合法上の労働組合ではないと判断されたこと」は「労働組合」に関する情報が回答されたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>「労働組合」に関する情報は、GDPR上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転して行くことはないと考えられますが、本案上の「労働組合」には労働組合法第2条に定める「労働組合」は含まれます。なお、後段で御質問のような、具体的にどのような情報が本案上の「労働組合に関する情報」に該当するか否かについては、個別の事例に応じた判断が必要となります。</p>
74	(1)	要配慮個人情報	<p>「労働組合に関する情報」とは、金融分野ガイドライン第5条第1項の「労働組合への加盟」よりも広い概念と思われるが、「労働組合に関する情報」の意義を明らかにされたい。「労働組合に加盟していないこと」は含まれるか。また、「労働組合への加盟」より広い概念だとする場合、「労働組合への加盟」以外の「労働組合に関する情報」は金融分野ガイドラインにおいて機微情報に含まれるのか否か。</p> <p>【個人】</p>	<p>「労働組合に関する情報」は、GDPR上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU域内から充分性認定に基づき日本国内に移転して行くことはないと考えられますが、「労働組合に関する情報」には、組合員か否か、組合員である場合にどの組合に属しているか、どのような組合活動を行ってきたか等という情報が該当します。なお、金融分野ガイドラインに関する御質問は、本意見募集の対象外と考えます。</p>
75	(1)	要配慮個人情報	<p>「労働組合に関する情報」について、組合員か否かといった情報も該当するのか。</p>	<p>「労働組合に関する情報」はGDPR上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されて</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			(理由) 判断基準を確認するもの。 【匿名】	いるため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられますが、組合員か否かといった情報も「労働組合に関する情報」に該当するものと考えます。
76	(1)	要配慮個人情報	(意見) 「同様に扱う」の内容を具体的に記載すべきである。 (理由) 「丁寧に説明」(第 53 回委員会における委員発言、以下同じ) する必要がある。 【個人】	性生活、性的指向又は労働組合に関する情報は、GDPR 上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられますが、「同様に扱う」とは、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた性生活、性的指向又は労働組合に関する情報についても、他の要配慮個人情報と同様に、取得時及び第三者提供時に原則として本人の同意を取得する必要があることを意味します。
77	(1)	要配慮個人情報	要配慮個人情報は、個人情報を取得する際に本人の事前の同意が必要となる(個人情報保護法 17 条 2 項)が、取得後の利用については利用目的の範囲内で特に制限はなく、第三者提供もオプトアウトによる場合(同法 23 条 2 項) 以外は通常の個人データの第三者提供の場合と違いはない。一方、GDPR の特別な種類の個人データ(9 条)は、原則、処理(取得、利用、第三者提供を含む)が禁止されている。本ガイドラインのように、労働組合への加盟・性生活・性的指向を要配慮個人情報扱いするだけで足りるのか。 【個人】	性生活、性的指向又は労働組合に関する情報は、GDPR 上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられますが、本案は、性生活、性的指向又は労働組合に関する情報を要配慮個人情報と同様に扱うことを求めるものです。
78	(1)	要配慮個人情報	EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPR において特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、個人情報取扱事業者は、当該情報につい	性生活、性的指向又は労働組合に関する情報は、GDPR 上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU 域内から十分性認定に基づ

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>て法第2条第3項における要配慮個人情報と同様に取り扱うとされている。この点につき、例えば、EUから十分に性認定に基づき移転を受けた個人データに性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれている場合に、当該情報を本人の同意なくして取得したり、オプトアウトによって第三者提供をすることは法第17条2項や法23条2項に違反するの可否か回答されたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>き日本国内に移転してくることはないと考えられますが、EU域内から十分に性認定に基づき提供を受けた性生活、性的指向又は労働組合に関する情報については、要配慮個人情報と同様に取扱うことが求められます。すなわち、取得時及び第三者提供時に原則として本人の同意を取得する必要があります。</p>
79	(1) 要配慮個人情報	<p>GDPRでは前文35において、健康状態に関連するすべてのデータが機微データになることが説明されており、個人情報並びにガイドライン(通則編)の「病歴」の定義ではカバーできていない場合があると考えますが、如何でしょう。カバーされているなら、そのことを明示いただきたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>個人情報保護法の「病歴」の定義については、ガイドライン(通則編)を御参照ください。なお、当委員会は、GDPRの各種規定に関する解釈権限を有していないため、GDPRの解釈についての回答は差し控えさせていただきます。</p>
80	(1) 要配慮個人情報	<p>日本では要配慮個人情報に該当する情報(例えば犯罪歴)でも、GDPRではSensitive dataに該当しない情報については、別途GDPRの方でSensitive dataに該当すると規定されるのでしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>当委員会は、GDPRの各種規定に関する解釈権限を有しておりませんが、要配慮個人情報がGDPRにおいても適切に取り扱われることが必要であるとの認識のもと、日EU間の個人データの移転について相互の円滑な移転を図る枠組みを構築してまいります。</p>
81	(1) 要配慮個人情報	<p>EU域内から十分に性認定に基づき提供を受けた個人データの「要配慮個人情報」の範囲を、GDPRにおける特別な種類の個人データの範囲に合わせる趣旨と理解いたしました。</p> <p>個人情報保護法上の要配慮個人情報を第三者取得の方法により取得した場合は、提供を受けた個人情報取扱事業者が改めて本人から法17条2項に基づく同意を取得する必要はないとされています(ガイドライン通則編3-2-2※2)。この理は、A社が、(GDPRにおいて特別な種類の個人データと定義されている)性生活、性的指向又は労働</p>	<p>性生活、性的指向又は労働組合に関する情報はGDPR上、特別な種類の個人データとして原則として取扱いが禁止されているため、例外的に取扱いが認められる場合を除き、EU域内から十分に性認定に基づき日本国内に移転してくることはないと考えられますが、本案では、EU域内から十分に性認定に基づき提供を受けた性生活、性的指向、又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、要配慮個人情報と同様に取り扱うことを求めるものです。よって、御指摘のガイドライン通則編3-2-2※2の考え方について</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>組合に関する情報を含む個人データを十分性認定に基づき受領したB社を通じて第三者提供により取得する場合にも妥当する(=A社は改めて本人から法17条2項に基づく同意を取得する必要はない。)と理解して差し支えないでしょうか。</p> <p>【キョーリン製薬ホールディングス株式会社】</p>	も同様に該当するものと考えられます。
82	(1) 要配慮個人情報	<p>(意見)</p> <p>GDPRの第9条第1項には、「自然人の一意な識別を目的とした生体データ」も特別な種類の個人データと既定されている。日本の個人情報保護法では生体データは要配慮個人情報ではない。</p> <p>しかしながら、本ガイドライン案では、この齟齬の調整が行われていない。これは、「十分性認定の下で個人識別用の生体データをEU域内から日本に移転して利用する場合は、第一号個人識別符号として個人情報保護法での規定に則った取扱いをすれば良い。」という解釈で良いかについて、説明を追加していただきたい。</p> <p>具体的には、EU域内から日本に個人識別用の生体データを移転して生体認証システムで活用する場合を想定している。</p> <p>(理由)</p> <p>EU域内から移転した生体データを用いた本人認証システムの運用に向けて確認いたしたく存じます。</p> <p>【個人】</p>	<p>要配慮個人情報とは、法第2条第3項において、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう」と定義されており、御指摘の生体データが法第2条第3項及び政令で定める記述等が含まれる個人情報である場合には、要配慮個人情報に該当します。</p>
83	(1) 要配慮個人情報	<p>GDPRにおいて特別な種類の個人データと定義されているものが列挙され、要配慮個人情報と同様に扱うこととされています。ところが、GDPRにおいては個人データの定義も異なり、我が国では必ずしも必要とされていない取得の際の同意が原則として求められているにも関わらず、要配慮個人情報ではない場合は同意の取得が必要な</p>	<p>本案は、EU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、EU域内で個人データを取得する際における義務等については本案の対象外と考えられます。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			いと誤解するおそれがあります。要配慮個人情報に該当しない個人データであっても、EU 域内での取得の際には原則として同意が必要であることを追記していただきたく思います。 【(一社) モバイル・コンテンツ・フォーラム】	
84	(2)	保有個人データ	(意見) (1)「保有個人データとして取り扱う」の内容を具体的に記載すべきである。 (2) その際、特に、開示等の請求については、事実上の請求であり、請求権に基づくものではないことを明らかにされたい。 (理由) (1)「丁寧に説明」する必要がある。 (2) 本件ガイドラインが「行政指導指針」としての性格を有することを明らかにするため。 【個人】	EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、本人は開示等の請求ができ、個人情報取扱事業者はこれに応じる必要があることを意味します。
85	(2)	保有個人データ	「個人情報取扱事業者が、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、法第2条第7項における保有個人データとして取り扱う」ものとされているが、これに反し保有個人データとして扱わない場合、法27条～法30条に違反するの回答されたい。 【個人】	ある個人情報の取扱いが個人情報保護法上、どの条文に違反することになるかは、個々の事案ごとに判断することとなります。
86	(2)	保有個人データ	データの消去業務を受託し、EU 域内から充分性認定に基づいて個人データ入りのハードディスクの提供を受けた上で、当該ハードディスク内のデータを削除して、綺麗なハードディスクにするという場合、仮に受領後6ヶ月以内に全てのハードディスク内のデータを削除するのだとしても、かかる個人データを保有個人データとして取り扱わなければならないということによいか、確認され	個人情報保護法上、「保有個人データ」に該当するには、個人情報取扱事業者が、本人又はその代理人から請求される開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の全てに応じることができる権限を有する「個人データ」である必要がある、これはEU 域内から充分性認定に基づき日本国内に移転した個人データについても同

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			たい。 【個人】	様です。御指摘の事例では、受託者にそのような権限が与えられているかが不明であるため、お答えすることは致しかねます。
87	(2)	保有個人データ	6か月以内に削除する場合も保有個人データとなる（取得の経緯の確認、記録の対象）とされていますが、統計処理のため、一時的（例えば数分）にシステムの一時メモリ上に読み込まれるだけで、永続的に保存可能な扱いでない場合も対象となるのでしょうか。これに関連して、EU域内で採取された血液サンプルなど生体試料の遺伝子配列をシーケンサーを用いて広範囲に解析したのうち、必要な数か所の異常な配列の有無のみを保存し、シーケンサーのデータは1か月以内に削除する場合は、EU、国内の何れの規制の対象となるのでしょうか。この場合にEUからの移転として扱われる場合の対象は試料、シーケンサーの出力の何れでしょうか。（GDPR第3条第2項との関連性を含む） 【個人】	本案の保有個人データの取扱いは、保存義務を課すものではないため、本人から開示等の請求があった場合に、対象となる保有個人データが削除されて存在しなかった場合には対象となりません。また、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けたと扱われる対象は、個別の事例ごとに判断することになります。
88	(2)	保有個人データ	既に消去済みのデータについては、保有個人データとして取り扱う必要がないことを確認されたい。 【個人】	御理解のとおりです。
89	(2)	保有個人データ	EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、「消去することとしている期間にかかわらず、法第2条第7項における保有個人データとして取り扱うこととする。」とのことだが、開示請求された時点で既に当該データを消去している場合は、保有個人データは存在しないため、その取扱いの必要はないとの認識でよいか。 （理由） ガイドラインの内容明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
90	(2) 保有個人データ	GDPRの安全確保措置である「仮名化」が行われている個人データを十分性認定に基づき提供を受ける場合があります。このようなデータは、個情法では、ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の「2-2-2-1 法第26条の「個人データ」の該当性」に、受領者において個人を特定することができない場合、保有個人データとしないことができることが説明されていますので、同様に扱うことが可能であると考えてよろしいでしょうか。 【個人】	御指摘のガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の「2-2-2-1 法第26条の「個人データ」の該当性」は、第三者提供時の確認・記録義務に関して説明したものであり、保有個人データに関する説明ではございませんが、「仮名化」されたデータであっても、受領者において特定の個人を識別することができる場合には、保有個人データとして扱うことが求められます。
91	(2) 保有個人データ	「なお、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データであっても、「その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの」は、「保有個人データ」から除かれる」との文言は単なる確認規定であり、本ガイドラインで明確に取扱いの変更が定められているもの以外は、EU域内から十分性認定に基づき移転を受けた個人データであっても通常の個人データと同様に（個人情報保護法、同法施行令、同法施行規則及び個人情報保護委員会のガイドラインに従って）扱えば足りることを明示されたい。 【個人】	御理解のとおりです。
92	(2) 保有個人データ	個人情報保護法において、個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、一定の事項を本人の知り得る状態におかなければならない旨が定められており（法第27条第1項）、また、本人による開示・訂正等の請求に対応しなければならない旨が定められている（法第28条、第29条）。 本ガイドライン案は、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについては保有個人データとして取り扱うべき旨を定めているが、このとき、当該個人情報がEU域内から移転を受けたものであることを考慮して	個人情報保護法において使用言語についての規定はありませんが、個別の事例に応じて、本人の知り得る状態とするために必要な対応を行うことが求められます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		も、上記の公表もしくは開示・訂正等の対応は個人情報保護法上の定めに従い、日本語で行うことで足りる旨を明確にすべきと考える。 【経営法友会】	
93	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、法第 26 条第 1 項及び第 3 項に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録しなければならない」とありますが、出張等で EU 域内の個人と名刺（EU ではデータと取扱われる）を交換した場合、「十分性認定による移転」ではなく、GDPR の域外移転が認められる例外措置（1. 繰返し行われないこと、2. 限られた数のデータ主体のみに関すること、3 管理者が追及する正当な利益の目的のために必要であり、データ主体の利益または権利及び自由よりも優先しないこと）に基づく移転に該当するものとし、確認・記録義務は不要であると理解してよいか？ 【J A 三井リース株式会社】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。また、法第 26 条第 1 項及び第 3 項では、法第 23 条第 1 項各号もしくは第 5 項各号に該当する場合を除いて、個人情報取扱事業者が第三者から個人データの提供を受ける際には、確認・記録を行うことを求めています。 なお、当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有しておりませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は、個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。
94	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、法第 26 条第 1 項及び第 3 項に基づき、当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録しなければならない」とありますが、日本の犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認で取得（域外移転）した代表者、取引担当者及び実質支配者の個人情報については、十分性認定に基づく移転ではなく、GDPR 上の例外処置（データ主体の利益に帰属する契約の締結又は、履行のため）に基づく移転に該当するものとし、確認・記録義務は不要であると理解してよいか？ 【J A 三井リース株式会社】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。また、法第 26 条第 1 項及び第 3 項では、法第 23 条第 1 項各号もしくは第 5 項各号に該当する場合を除いて、個人情報取扱事業者が第三者から個人データの提供を受ける際には、確認・記録を行うことを求めています。 なお、当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有しておりませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は、個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			報発信と周知広報に努めてまいります。
95	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	今回のガイドラインにおいて EU 域内から移転した情報について、「取得の経緯」を確認することが求められている。個人情報保護法ガイドライン（確認記録義務編）において、解釈上、確認・記録義務がないとされている場合が様々あるが、この解釈上、確認・記録義務がない場合に該当する場合は、「EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯」の確認は不要か。 【個人】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定することを求めるものであり、第 26 条の確認記録義務が適用されない場合であっても、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用することが必要となります。
96	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	GDPR は、法人格が同じ場合（例：日本法人のロンドン支店⇒日本法人の東京本店）であっても、越境データ移転のルールが適用される。25 条・26 条の確認記録義務は、法人格が異なる第三者との間で個人データを授受した場合のみ適用されるので、法人格が同一である場合は「EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯」の確認は不要という理解でよいか。 【個人】	本案は EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定することを求めるものであり、第 26 条の確認記録義務が適用されない場合であっても、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用することが必要となります。
97	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	EU から十分性認定に基づき個人データの移転を受ける際に、委託（法 23 条 5 項 1 号）、事業継承（同 2 号）又は共同利用（同 3 号）を根拠とする場合には確認・記録義務が課されず、かつ、利用目的の決定義務も課されていないことを確認されたい。 【個人】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定することを求めるものであり、第 26 条の確認記録義務が適用されない場合であっても、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用することが必要となります。
98	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	意見 EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける際は、「法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき」取得経緯を確認し、記録することとされている。この記	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定することを求めるもので

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		録・確認義務は（「第 26 条に基づき」とのことから）EU 域内から第三者提供を受ける場合にのみ適用されるのか。それとも委託も含めて EU 域内から日本へ移転する個人データ全てに適用されるのか、Q&A 等で示していただきたい。 理由 EU 域内から個人データの委託を受ける際にも記録・確認義務が発生するのか、明確化してほしい。 【一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）】	あり、第 26 条の確認記録義務が適用されない場合であっても、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用することが必要となります。
99	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	個人情報保護法における「第三者」の該当性は、法人の場合、同一の法人格を有するかどうかで判断するものと当然に考えられ、法第 26 条に定める個人データの提供を受けるにあたっての確認・記録義務についても、当該「（同一の法人格を有しない）第三者」から個人データの提供を受ける場合の義務について定めたものであると考えられる。 一方で、GDPR における域外移転に関する規制は、当該移転先の法人格が移転元の法人格と同一かどうかを問わず、第三国への移転（transfer to a third country）に一律に課されるものと理解される（Article 44）。 上記の相違について、GDPR の定めにかかわらず、充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、個人情報保護法の解釈と同様に、EU 域内にある同一法人格の事業所・支店等からの提供については法第 26 条の確認・記録義務は課されない旨を明記するべきと考える。 【経営法友会】	本案は、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定することを求めるものであり、第 26 条の確認記録義務が適用されない場合であっても、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用することが必要となります。
100	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	本ガイドラインでは、「個人情報取扱事業者が EU 域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、法 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、EU 域内当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含	本案は、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定することを求めるもので

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>め、その取得の経緯を確認し、記録すること」とされています。この点、法 26 条第 1 項ただし書きは、23 条第 1 項が規定する同意の取得を不要とする場合又は第 5 項各号のいずれかに該当する場合（委託、合併その他の事業承継、共同利用等の場合）を確認義務から除外していますが、本ガイドライン上は、この点が明確に言及されておりません。これらを除外する規定は、企業が重要な事業活動を行い又は革新的なサービスを提供するうえで柔軟性をもたらす重要なものであり、法 23 条第 1 項又は第 5 項各号の場合は、確認・記録義務から除外されることを本ガイドライン上明示いただけるようお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	<p>あり、第 26 条の確認記録義務が適用されない場合であっても、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用することが必要となります。</p>
101	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	<p>26 条 1 項・3 項が適用されない場合には、このガイドラインが求める「EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する」という内容の確認・記録は義務付けられないことを明記して頂きたい。そうでないと、グループ間、本支店間の情報共有の実務に混乱が生じることが懸念される。</p> <p>例えば、日本企業と EU のグループ会社から共同利用の対象となっている個人データの移転を受けても日本企業に確認・記録義務は課されない。また、EU 域内にある同一法人内の拠点（支店、現地事務所など）から日本に移転される個人データについても、同一法人内では「第三者提供」が問題とならないため、日本側では確認・記録義務は課されない。これらの例も含め、26 条 1 項・3 項が適用されない場合には、このガイドラインで求める確認・記録は義務付けられないという理解で良いかを明確にして頂きたい。</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定することを求めるものであり、第 26 条の確認記録義務が適用されない場合であっても、取得時に利用目的を特定し、その範囲内で利用することが必要となります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【西村あさひ法律事務所】	
102	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	確認・記録義務については確認・記録の対象として「利用目的」が追加され、その範囲で利用目的を決定しなければならなくなっただけであり、それ以外に変更はないという理解でよいか確認されたい。 【個人】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データに関して、法第 26 条第 1 項の「取得の経緯」に、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的を含めることを確認したものであり、その他の点について変更はありません。
103	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	EU から十分性認定に基づき個人データの移転を受ける場合を除き「当該第三者による当該個人データの取得の経緯」(法 26 条 1 項 2 号) に「利用目的」が含まれないことを確認されたい。万が一含まれるとする場合、各社の書式を大幅に変更する必要が生じ実務に大混乱が生じる。(ガイドライン確認記録編 3-1-2 『取得の経緯』の具体的な内容は、個人データの内容、第三者提供の態様などにより異なり得るが、基本的には、取得先の別(顧客としての本人、従業員としての本人、他の個人情報取扱事業者、家族・友人等の私人、いわゆる公開情報等)、取得行為の態様(本人から直接取得したか、有償で取得したか、いわゆる公開情報から取得したか、紹介により取得したか、私人として取得したものか等)などを確認しなければならない。)参照。 【個人】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき移転した個人データという個人データの性質、内容に鑑み、取得の経緯に「利用目的」が含まれることを確認したものであり、その他の点について変更はありません。
104	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	意見 EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける際は、取得の経緯を確認し、記録することとされているが、この確認・記録義務の適用の要否、及び確認・記録の方法は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(第三者提供時の確認・記録義務編)」の定めに従って行うものであることを、Q&A 等で示していただきたい。 また、この確認・記録義務は、GDPR 第 30 条にいう記録	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき移転した個人データという個人データの性質、内容に鑑み、取得の経緯に「利用目的」が含まれることを確認したものであり、その他の点について変更はありません。なお、当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有しておりませんが、GDPR 第 30 条の適用関係については、個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		義務とは全く別の義務であることも示していただきたい。 理由 確認・記録の方法について、明確化してほしい。 【一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）】	
105	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「利用目的による制限」については、1項の利用目的を制限する、第三者提供を禁ずるようお願いしたい。各会社等においては子会社化している現状の中で知らずに第三者に情報提供することに同意している傾向がある。高齢化する社会においては利用目的を制限すべきだと考える。 【個人】	個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、法第15条第1項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならないとされています。
106	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	(意見) 「提供を受ける際に特定された利用目的」が確認・記録の対象とされ、「提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で利用する」こととされているが、「提供を受ける際に特定された利用目的」は、提供者側の従前の利用目的を指し、したがって、受領者側が当該利用目的を超える新たな利用目的を設定することはできないと理解してよいか。 (理由) EUから明確化を求められているので、提示された規律内容を一意的なものにするため、「丁寧に説明」する必要がある。 【個人】	御理解のとおりです。
107	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	GDPR 前文 39 では、個人データが保存される期間が厳格に最小限であることを求めていますので、提供時の確認事項あるいは他の条項でこの義務を明確にする必要があるのではないのでしょうか。 【個人】	個人情報保護法第19条において、利用する必要がなくなった個人データについて遅滞なく消去するよう努めることが求められています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
108	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「個人情報取扱事業者が、EU 域内から充分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する」ものとされているが、これに反し記録義務を怠った場合、法 26 条第 1 項及び第 3 項に違反するの回答されたい。 【個人】	EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データに関して、御理解のとおりです。
109	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用する」義務は、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについて特別に課された義務ではなく、法第 15 条から 18 条までの規定に基づく個人情報を取得した場合の一般的な義務の確認である旨を明らかにされたい。 【個人】	御理解のとおりです。
110	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	既に法 15 条に基づきその取扱いにかかる全ての個人情報の利用目的を特定している個人情報取扱事業者は、特に EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データだからといって改めて利用目的特定のために文書を作成する等の特段の措置を講じる必要はないことを確認されたい。 【個人】	EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報について、当初又はその後提供を受けた際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用することが確保されることを前提とした上で、御理解のとおりです。
111	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「法第 26 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。」とされているが、個人情報法においてこの条文は法第 15 条第 2 項を含むと考えるが、EU 域内からの提供においては法第 15 条第 2 項を含まないと思われるが、明確ではないので、明確になるよう記載を整備いただきたい。 【個人】	EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報について、本案を踏まえ、法第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定し、その範囲内で利用することとされます。その上で、法第 15 条第 2 項についても、充分性認定により移転された個人情報が想定する利用目的の範囲内において適用され得ると解され、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
112	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	<p>本ガイドライン案は、個人情報取扱事業者が、EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受ける場合、又は、EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から当該個人データの提供を受ける場合、EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録しなければならない旨を定めている。</p> <p>ここでいう「利用目的」について、個人情報保護法は、利用目的の変更を、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲の変更に限る、当該変更された利用目的について本人に通知し、又は公表することを条件に認めている（法第 15 条第 2 項、第 18 条第 3 項）。しかし、一方で、GDPR は、利用目的の変更（the processing for a purpose other than that for which the personal data have been collected）を行うためには、変更前の利用目的との関連性に加え、当該個人データが収集された文脈、当該個人データの性質、本人に生じうる影響（the possible consequences of the intended further processing for data subjects）、暗号化・仮名化を含む適切な保護措置の有無（Article 6, 4 (b) (c) (d) (e)）について考慮しなければならないと定められている。</p> <p>上記の相違について、GDPR 上の定めにかかわらず、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データの利用目的の変更については、個人情報保護法上の定めが適用され、上記の法第 15 条第 2 項及び第 18 条第 3 項の定めを遵守すれば足りる旨を明記することが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【経営法友会】</p>	<p>EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報について、本案を踏まえ、法第 15 条第 1 項に基づき利用目的を特定し、その範囲内で利用することとされます。その上で、法第 15 条第 2 項についても、十分性認定により移転された個人情報が想定する利用目的の範囲内において適用され得ると解され、一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。</p>
113	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	<p>（意見） 目的外利用の同意に関する法第 16 条では、GDPR で規定</p>	<p>EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報について、本案を踏まえ、法第 15 条第 1 項に</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>される以上の制限がされているように読めます。GDPR 第6条では、EU や加盟国の法律、compatible purposes (当初収集された利用目的と合致する場合)等、同意がない場合の取扱いが認められています。</p> <p>そこで、データの二次利用について、EU の GDPR で認められる同意の代替方法が本ガイドラインにおいても認識されるよう、Q&A 等で明確にするよう、ご考慮いただくよう要望します。</p> <p>(理由) 利用目的の特定、利用目的による制限に関するルールについて、明確にさせていただくため。</p> <p>【在日米国商工会議所】</p>	<p>基づき利用目的を特定し、その範囲内で利用することとされます。その上で、法第15条第2項についても、充分性認定により移転された個人情報に想定する利用目的の範囲内において適用され得ると解されます。</p>
114	(3)	利用目的の特定、 利用目的の制限	<p>「個人情報取扱事業者は、法第26条第1項及び第3項の規定に基づき確認し、記録した当該個人データを当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、その範囲内で当該個人データを利用する」とあるが、法16条3項各号の場合には、当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的に関する規制は適用されないことを明らかにされたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
115	(3)	利用目的の特定、 利用目的の制限	<p>意見 「当初又はその後提供を受ける際に特定された利用目的」と記載されているが、「当初」と「その後提供を受ける際」について、どのような違いがあるのか明確化していただきたい。</p> <p>理由 上記を分けて記載されていることについて、その趣旨を明確化してほしい。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)】</p>	<p>「当初」とは、EU 域内から充分性認定に基づき当該個人データの提供を受ける際を意味し、「その後提供を受ける際」とは、EU 域内から充分性認定に基づき移転された個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から当該個人データの提供を受ける際を意味します。いただいた御意見を踏まえ、明確にする観点から、本案(3)第3段落中「充分性認定に基づき」という文言の後に「移転された」という文言を追記いたします。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
116	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	GDPR 上では必ずしも「同意」が必須要件ではないため、 (GDPR 第 6.1 条に (a)～(f))、「同意」以外の適法根拠 (GDPR 第 6.1 条に (a)～(f)) により取得された個人デー タも取り扱うことができるものと考えてよいか。 (理由) ガイドラインの内容明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御理解のとおりです。
117	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	記録にあたり、媒体については、施行規則第 16 条第 1 項 に基づき電子的以外の媒体 (例: 書面の現物保管) も許 容されると考えてよいか。 (理由) ガイドラインの内容明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御理解のとおりです。
118	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	確認・記録を行う具体的な情報項目 (「記録」形式の具体 的フォーマット例: 英国・ICO が公開しているテンプレ ートのようなもの。) をお示しいただきたい。 (理由) 実務を行う上で定義を明確化するため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	確認及び記録の具体的な方法については、個人情報 の保護に関する法律についてのガイドライン (第 三者提供時の確認・記録義務編) を参考にしてい ただくことが考えられます。
119	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「EU 域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受 けた他の個人情報取扱事業者から、当該個人データの提 供を受ける場合」には、「その取得の経緯を確認し、記録 すること」のみが本ガイドラインの要件であり、当該個 人データの提供を受けた者 (再移転先) はそれ以外の GDPR 法令要件、本ガイドライン要件に準拠する義務はな い、との理解でよいか。 (理由) ガイドラインの内容明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受 けた個人データを当初又はその後提供を受けた際に 特定された利用目的の範囲内で利用目的を特定し、 その範囲内で当該個人データを利用することを求め るものです。なお、当該個人データの再移転先も、 本案を遵守していただく必要があります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
120	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	第三者から提供を受ける場合の記録義務について、個人情報保護法ガイドライン（確認記録義務編）にあるケース（「提供者・受領者に確認・記録義務が適用されない場合」「契約書等の代替手段による記録の作成」「一括した記録の作成」「本人の同意に基づく第三者提供の場合は簡易な記録事項」）もガイドライン上の定め合致すれば適用できるものと考えてよいか。 （理由） ガイドラインの内容明確化のため。 【一般社団法人日本クレジット協会】	御理解のとおりです。
121	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	提供を受けた場合の記録義務しか記載されておらず、EU域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受けた個人情報取扱事業者が他の事業者に提供する場合の個人情報保護法上の義務である提供者側の記録義務が記載されておりません。その点についても一言注意書きがあれば不注意による対応抜けが防げると思慮いたします。 【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】	個人情報保護法上、提供者側の記録義務の対象となる事項に「取得の経緯」は含まれておりませんが、いただいた御意見については今後の執務の参考とさせていただきます。
122	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「EU域内から十分性認定に基づき個人データの提供を受けた他の個人情報取扱事業者から」とあるが、ここで言う他の個人情報取扱事業者には個人情報保護法第75条に規定される外国にある個人情報取扱事業者も含まれるのか。 （理由） 個人情報取扱事業者の範囲について確認するもの。 【匿名】	本案は、EU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いについて適用されるものであることを前提とした上で、御理解のとおりです。
123	(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限	「その範囲内で当該個人データを利用することとする（法第15条第1項、法第16条第1項）。」とあるが、受領する個人情報取扱事業者にとって個人データではなく個人情報に該当する場合、対象外との理解で良いか。 （理由）	個人情報も対象となります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>対象が個人データに限定されることを確認するもの。 【匿名】</p>	
124	<p>(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限</p>	<p>(意見) 「当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。」について、確認及び記録の具体的な方法について、具体的な事例として示す必要があるのではないか。 即ち、具体的な事例については、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」にある提供者の記録に関する方法や記録事項と同様のものを示す必要があると思うが、別途、解説書等に類するものが公表されると期待しても良いか。 (理由) 「個人情報の保護に関するガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）」には個人データを提供した場合の記録に関する方法や記録事項が具体的に示されており、個人データの提供を受ける場合に求められる記録についても同様の具体的な方法や記録事項が示されることが事業者にとって望ましいため。 【一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）】</p>	<p>確認及び記録の具体的な方法については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）を参考にさせていただくことが考えられます。</p>
125	<p>(3) 利用目的の特定、 利用目的の制限</p>	<p>「EU 域内から当該個人データの提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録することとする。」とあるが、適切な確認の方法、記録の作成方法については、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）に準じるとの理解で良いか。 (理由) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）との関係を確認するもの。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
126	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>本ガイドライン8頁目法第26条第1項「個人データを外国にある第三者へ提供」には、個人情報の主体である日本居住の者が、日本国内にて発行された、自己の個人情報の記載された印刷物を外国へ持参し、当該個人が外国の法人等に当該印刷物を提出する場合を含まないという理解で正しいか。</p> <p>もしそうであれば、EAA内に一時的に滞在する日本居住者が、EAA内にて自己の個人情報の記載された印刷物の発行を受け、日本への帰国時に当該印刷物を持参し、日本法人に当該印刷物を提出したとしても、EAA域内からEAA域外への個人情報の「移転」に該当しないと解釈しても問題ないか。</p>	<p>【匿名】</p> <p>本案は、EU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いについて定めたものですので、御指摘のように本人が自己の個人情報の記載された印刷物を外国へ持参し、提出する場合や、同様に、本人が自己の個人情報の記載された印刷物の提出をする場合を直接の対象とするものではありません。</p>
127	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>GDPR49条1項(c)に基づき、「契約履行に必要」であるとの解釈でEU域内からの個人データの移転をしている場合であっても、日本が十分性認定を取得した後は、本ガイドライン案に基づく対応が必要となるのか。GDPR49条1項本文では、「第45条第3項に準拠した十分性の決定がない場合、又は第46条による適切な安全対策（拘束的企業準則を含む）がない場合、第三国又は国際機関への個人データの移転又は個人データ移転の集合は、次に掲げるいずれかを満たしている場合においてのみ、行われるものとする。」と規定されているので、日本が十分性認定を取得した後は本規定に基づく移転は認められなくなるように読めるので確認する次第である。</p>	<p>【個人】</p> <p>本案は、EU域内から十分性認定に基づき日本国内に移転した個人データの取扱いに関して遵守すべき規律を定めるものです。EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、外国にある第三者へ移転させようとする場合には、本案(4)が適用されることとなります。</p>
128	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>例えば、EU域内にEUからの十分性認定に基づき移転を受けた個人データを移転する場合（EU域内への再移</p>	<p>我が国の個人情報取扱事業者がEU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>転)、法 24 条及び本ガイドライン (4) の義務が適用されないことを確認されたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>第三者へ提供しようとする場合は、法第24条及び本案 (4) の義務が適用されることとなります。</p>
129	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>例えば、EU から十分性認定を受けている国 (例えばスイス) に EU からの十分性認定に基づき移転を受けた個人データを移転する場合 (十分性認定を受けている国同士の間における移転)、法 24 条及び本ガイドライン (4) の義務が適用されないことを確認されたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>我が国の個人情報取扱事業者がEU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供しようとする場合は、法第24条及び本案 (4) の義務が適用されることとなります。</p>
130	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>例えば、日本が今後同等性 (法 24 条) を認定する国に (同等性認定後) EU からの十分性認定に基づき移転を受けた個人データを移転する場合 (同等性認定を受けている国への移転)、法 24 条及び本ガイドライン (4) の義務が適用されないことを確認されたい。</p> <p>【個人】</p>	<p>我が国の個人情報取扱事業者がEU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供しようとする場合は、法第24条及び本案 (4) の義務が適用されることとなります。仮に、個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国へ提供しようとする場合には、本案 (4) ①が適用されると考えられます。</p>
131	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>本ガイドライン案は、個人情報取扱事業者が、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供する場合について定めている。個人情報保護法において、「外国にある第三者」の「第三者」に該当するかどうかは、法人の場合、個人データを提供する個人情報取扱事業者と別の法人格を有するかどうかで判断されるものとされており、例えば、現地の事業所、支店など同一法人格での個人データの移動の場合には「外国にある第三者」への個人データの提供には該当しないものとされる (ガイドライン (外国にある第三者への提供編) 2-2)。</p> <p>一方で、GDPR における域外移転に関する規制は、当該移転先の法人格が移転元の法人格と同一かどうかを問わ</p>	<p>外国にある同一法人格の事業所・支店等への個人データの提供は、法第24条に定める「外国にある第三者」への提供とはみなされません。なお、当委員会は、GDPRの各種規定の適用について解釈権限を有しておりませんので、個別の事例についての御質問については、回答を差し控させていただきます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		ず、第三国への移転 (transfer to a third country) に一律に課されるものと理解される (Article 44)。上記の相違について、GDPR 上の定めにかかわらず、十分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、以後、法第 24 条に従って、外国にある同一法人格の事業所・支店等への提供は「外国にある第三者」への提供とはみなされない旨を明記するべきと考える。 【経営法友会】	
132	(4) 外国にある第三者への提供の制限	意見 EU 域内から十分性認定により移転された個人データについて、当該個人データを日本からさらに第三国に移転する場合には、個人情報保護法第 24 条（すなわち本ガイドライン案（4））に従って移転を行えばよく、必ずしも当該日本企業と第三国の企業間で SCC 締結等の追加措置が求められる訳ではないことを Q&A 等で示していただきたい。 理由 上記のようなオンワードトランスファーに当たって、SCC の締結がさらに必要とするような見解も散見されるため、明確化してほしい。 【一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）】	御理解のとおりです。なお、いただいた御意見なども踏まえ、今後も本案の内容について周知広報に努めてまいります。
133	(4) 外国にある第三者への提供の制限	意見 EU 域内から十分性認定により移転された個人データについて、他の十分性認定諸国（スイス、アルゼンチン、米国（プライバシーシールド認証企業）等）に再移転する場合であっても、個人情報保護法第 24 条（すなわち本ガイドライン案（4））に従った措置が必要であることを Q&A 等で示していただきたい。 理由 上記が不明であるため、明確化してほしい。	御理解のとおりです。なお、いただいた御意見なども踏まえ、今後も本案の内容について周知広報に努めてまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）】	
134	(4) 外国にある第三者への提供の制限	①について、法 24 条の解釈として EU からの十分性認定により移転を受けた個人データ以外を本人の同意によって外国にある第三者に提供する場合、「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供」することは不要であることを確認されたい。(ガイドライン外国第三者提供編 2-1 は「外国にある第三者に個人データを提供することを明確にしなければならない。」とするだけで「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供」とは一言も書かれていない。) 【個人】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき移転した個人データの取扱いに関して遵守すべき規律を定めるものです。EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて、外国にある第三者へ移転させようとする場合には、本案(4)が適用されることとなります。
135	(4) 外国にある第三者への提供の制限	①について、EU からの十分性認定により移転を受けた個人データを本人の同意によって外国にある第三者に提供する場合でも、「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供」することが法的に義務付けられているわけではないことを確認されたい。もし法的に義務付けられているならばその法令上の根拠を示されたい。 【個人】	一般に、本人より有効な同意を取得しようとする場合には、本人が同意に係る判断を行うために必要な情報を提供することが求められます。EU 域内から十分性認定に基づき移転を受けた個人データを本人の同意によって外国にある第三者に提供する場合、本人に提供する「移転先の状況」の内容は、本人が同意に係る判断を行うために必要とされるかどうかという観点から個別に判断されることとなります。
136	(4) 外国にある第三者への提供の制限	「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。」との箇所について、 (1)「移転先の状況」とは、具体的な提供先の国や地域における十分性認定の有無や、提供先の企業における個人情報保護措置の有無などの情報を提供する必要は必ずしもなく、これらに代えて、外国の第三者に提供する場面を具体的に特定した上で、提供先の国・地域が十分性認定を受けていない場合もあることを示すことで足りる	(1)「移転先の状況」の内容は、本人が同意に係る判断を行うために必要とされるかどうかという観点から個別に判断されることとなります。 (2)御理解のとおりです。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>か。たとえば「～の場合には、外国（充分性認定の無い国・地域を含む）の第三者に対して提供する」といった情報提供で足りるとの理解で良いか。具体的に必要とされる情報提供の内容について明確にされたい。</p> <p>(2)「あらかじめ」とは、個人情報が提供される都度、事前に本人から同意を得る必要は必ずしもなく、個人情報取得時の包括的同意で足りるとの理解で良いか。</p> <p>(理由)</p> <p>個人情報取扱事業者の事業によっては、提供先が複数の国や地域をまたがるため、本人の同意を得る都度、具体的な国名等を特定したり、その国における充分性認定の有無等を明らかにすることが運用上困難な場合がある。また、同意を行う本人としては、上記(1)のような情報提供がなされていれば、同意を拒否したり、充分性認定のない国へ提供する場合には、提供先の企業における個人情報保護措置の有無などの情報を提供することを求めるなどの同意の条件を付けることもできるようになるのであり、上記(1)の対応であれば、同意に係る判断を行うための情報提供としては十分であると考えられる。そのため、本人への情報提供に関して上記(1)(2)の理解で良い旨を確認したい。</p> <p>また、上記(1)については、「移転先の状況」として具体的に必要とされる情報提供の内容が不明確であるため、明確にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【大知法律事務所】</p>	
137	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>(意見)</p> <p>「移転先の状況についての情報」の内容を具体的に示されたい。特に、必要不可欠のものとして、どのような情報を提供すべきか、その例を示されたい。</p> <p>(理由)</p>	<p>「移転先の状況」の内容は、本人が同意に係る判断を行うために必要とされるかどうかという観点から個別に判断されることとなります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		EU から明確化を求められているので、形式的な対応で終わらないよう、同意を求められる本人のためにも「丁寧に説明」する必要がある。 【個人】	
138	(4) 外国にある第三者への提供の制限	「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、」とあるが、必要な移転先の状況についての情報について具体例を明示頂きたい。 (理由) 必要な移転先の状況についての情報の判断基準を確認するもの。 【匿名】	「移転先の状況」の内容は、本人が同意に係る判断を行うために必要とされるかどうかという観点から個別に判断されることとなります。
139	(4) 外国にある第三者への提供の制限	「移転先の状況についての情報を提供した上で、」とあるが、この点については、同意取得時のプロセスとして情報提供義務が新たに追加されることになるか。そうではなく、現行の 24 条の規制を遵守するという点で足りるのであれば、この部分の記載は誤解を招くので削除して頂きたい。 【西村あさひ法律事務所】	一般に、本人より有効な同意を取得しようとする場合には、本人が同意に係る判断を行うために必要な情報を提供することが求められます。EU 域内から十分性認定に基づき移転を受けた個人データを本人の同意によって外国にある第三者に提供する場合、本人に提供する「移転先の状況」の内容は、本人が同意に係る判断を行うために必要とされるかどうかという観点から個別に判断されることとなります。
140	(4) 外国にある第三者への提供の制限	②につき、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法（契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い）により、本ガイドラインを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合」とあるが、本ガイドラインに準拠しなくとも、法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合には、法 24 条及び規則 11 条の 2 第 1 号に従った対応を取っていることになる以上、適	本案が適用される場合には、一般に、外国にある第三者と契約等により個人情報の保護に関する措置を実施することが想定されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>法に EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供することができることを確認されたい。もし、本ガイドラインにも準拠しなければならないのであれば、そのような法的義務を負う根拠を明示されたい。</p> <p>【個人】</p>	
141	(4)	外国にある第三者への提供の制限	<p>ガイドライン外国第三者提供編「別表2：国際的な枠組みの基準との整合性を勘案した「法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置」では、法第4章第1節のうち要配慮個人情報に関する義務、確認・記録及び事前の請求の規定がそれぞれ排除されているところ、EUからの十分性認定により移転を受けた個人データを本人の同意によって外国にある第三者に提供する場合でも(4)②「法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合」に要配慮個人情報に関する義務、確認・記録及び事前の請求の規定が含まれないことを確認されたい。含まれる場合はその理由を説明されたい。</p> <p>【個人】</p>	EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データについて本人の同意によって外国にある第三者に提供しようとする場合は、本案(4)の「本人の同意を得る」に相当すると考えられ、その場合には(4)②を根拠とする外国にある第三者への提供には該当するものではないと考えられます。
142	(4)	外国にある第三者への提供の制限	<p>②において「措置を連携して実施」とあるが、この点については連携に関する新たな義務が追加されることになるのか、もし追加される場合には、連携とは具体的にどのようなものが該当し、どのようなものが該当しないのかを明確にして頂きたい。</p> <p>特に新たな義務を追加するものではなく、現行の24条の規制を遵守するというだけで足りるのであれば、この部分の記載は誤解を招くので削除して頂きたい。</p> <p>【西村あさひ法律事務所】</p>	本案が適用される場合には、一般に、外国にある第三者と契約等により個人情報の保護に関する措置を実施することが想定されます。
143	(4)	外国にある第三者への提供の制限	<p>規則11条の2第1号の「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける者との間で、当該提供を受ける者における当該個人データの取扱いについて、適切かつ合理的</p>	本案が適用される場合には、一般に、外国にある第三者と契約等により個人情報の保護に関する措置を実施することが想定されます。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>な方法により、法第4章第1節の規定の趣旨に沿った措置の実施が確保されていること。」と(4)②「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、当該第三者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法(契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い)により、本ガイドラインを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施している場合」の間では、実質的相違は「本ガイドラインを含め」のみであって、「確保」と「連携して実施」等の文言の違いに意味はないことを確認されたい。意味がないならば文言を統一されたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	
144	(4)	外国にある第三者への提供の制限	<p>②に関して、「個人情報取扱事業者と個人データの提供を受ける第三者との間で、…(中略)…、本ガイドラインを含め法と同等水準の個人情報の保護に関する措置を連携して実施」とあります。これまでの第三者提供や域外移転に関するガイドライン等でこの内容に相当する文章では「連携して実施」との文言は見られなかったと思います。この「連携」には特別な意図が含まれていますでしょうか。もし含まれている場合は、具体的な説明を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案が適用される場合には、一般に、外国にある第三者と契約等により個人情報の保護に関する措置を実施することが想定されます。</p>
145	(4)	外国にある第三者への提供の制限	<p>「適切かつ合理的な方法(契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱い)」とは何か、具体的にお示しいただきたい(例えばEUに類似した「標準的契約条項」や『『拘束的企業準則』要件」など)。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本クレジット協会】</p>	<p>個人データの提供先である第三者が、我が国の個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずることを担保することができる方法として、契約、その他の形式の拘束力のある取決め又は企業グループにおける拘束力のある取扱いを挙げたものであり、十分に具体的であるため、一般的に現状の案で御理解いただけるもの</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			と考えます。
146	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>私どもは、本ガイドライン②の記載は、規則第11条の2第1号及び第2号を分かり易く例示をして書き下しているものの、規則第11条の2並びに個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（以下単に「外国にある第三者への提供編」といいます。）及びQ&Aの関連個所に何ら変更を及ぼすまでのものではないと理解しております。よって、例えば、提供元又は提供先がAPEC CBPRの認証を受けている場合等には、外国にある第三者への提供編に記載のとおり、認証を受ける手続中で本ガイドラインの要件も担保されているものと考えます。BSAは、日本政府がAPEC CBPRを含む多国間の枠組みを推進していくことを支援するとともに、日本政府がこれまで示されてきた個人情報保護法に関する現行のガイドラインに示されたルールを堅持していくことを要望します。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	APEC・CBPRについては、従来と同様に、国際的な枠組みとして、その普及に向けて取り組んでまいります。なお、本案が適用される場合には、一般に、外国にある第三者と契約等により個人情報の保護に関する措置を実施することが想定されます。
147	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>規則11条の2の(2)の場合、具体的には、個人データの提供を受けるものがCBPR認証を取得している場合にも本人の同意は不要と理解しているが、そのような理解で良い旨を明確にして頂きたい。8ページの①②③の説明の中にその旨が記載されていないことを懸念している。</p> <p>【西村あさひ法律事務所】</p>	本案が適用される場合には、一般に、外国にある第三者と契約等により個人情報の保護に関する措置を実施することが想定されます。
148	(4) 外国にある第三者への提供の制限	<p>日本の個人情報取扱事業者が、EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データを外国にある第三者へ提供しようとする場合、個人情報保護法にいう「個人データ」と、GDPRにいう「personal data」の範囲が異なる（後者のほうが前者よりも広い）ことから、「個人情報保護法では外国にある第三者への個人データの提供に該当しないが、GDPRが原則禁止する越境移転には該当する」</p>	EU域内から充分性認定に基づき移転した個人に関する情報については、我が国の個人情報保護法に基づき取扱う必要があります。なお、当委員会は、GDPRの各種規定の適用について解釈権限を有しておりませんので、個別の事例についての御質問については、回答を差し控えさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		と評価される場面も想定できます。この場合の帰結はどのようなのでしょうか。個人情報取扱事業者としては「個人情報保護法 24 条違反にはならなくとも、(域外適用の条件が充足されれば) GDPR 違反となる場合はある」と考えておくべきなのでしょうか。 【キョーリン製薬ホールディングス株式会社】	
149	(4) 外国にある第三者への提供の制限	上記に関連して、個人情報保護法 24 条の文脈における「個人データ」該当性判断基準についてはどのように考えればよろしいのでしょうか。(GDPR にいう「personal data」該当性を判断するにあたり、いわゆる提供元基準が妥当するか否かは不明ですが)「個人データ」該当性は、改正法が採用する、いわゆる提供元基準によって判断して差し支えないのでしょうか。 【キョーリン製薬ホールディングス株式会社】	「個人データ」該当性は、法第 2 条第 6 項に基づき判断されます。
150	(4) 外国にある第三者への提供の制限	個人情報保護法 24 条に基づき「外国にある第三者」への提供に際しては、1 から 3 までのいずれかに該当する場合を除き、本人の同意を得た上で行う必要があると規定されている。個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報に関する外国として EU を指定するとなれば、1 に該当し、今後は本人の同意を得ることが不要となるという理解で正しいか。 【匿名】	個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として EU を指定した場合において、EU 域内に所在する第三者に個人データを提供する場合には、法第 23 条が適用され、本人の同意等、同条の要件を満たすことが必要となります。
151	(4) 外国にある第三者への提供の制限	日本の個人データの処理を EU に拠点をもつ別会社に委託し、日本の個人データを移転する場合は個人情報保護法 24 条適用の場面と理解しております。しかし、EU の委託会社が、委託契約に基づく処理を終えた個人データを、EU から日本へと戻す場合も、GDPR の適用場面となるのでしょうか。委託元会社の保有する個人データには、GDPR の適用がないにも関わらず、同社が、その保有する個人データの処理を委託する会社が EU に拠点を有する会社で	当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有しておりませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は、個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>あれば、すべからく GDPR の適用を受ける結論となるのでしょうか。</p> <p>仮に GDPR の適用があるとすれば、充分性認定により、CSS の適用は不要となるが、その他の GDPR の要求する体制を整備せねばならないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【匿名】</p>	
152	(4)	外国にある第三者への提供の制限	<p>このガイドラインは「より高い水準」を定めたものであるとされているが、8 ページで記載されていることは、現行の 24 条の規制を遵守するという以上を述べるものではないように思われる。そのような理解で良ければ、その旨を明確にして頂きたい。</p> <p>金融法務事情 2090 号 21 頁でも、「実務上、すでに同様の対応を行っている企業が多いと考えられ、実務における影響は大きくない」と解説されているため、現行の 24 条の規制を遵守するという以上を述べるものではないと理解している。</p> <p style="text-align: right;">【西村あさひ法律事務所】</p>	<p>本案が適用される場合には、一般に、外国にある第三者と契約等により個人情報の保護に関する措置を実施することが想定されます。</p>
153	(4)	外国にある第三者への提供の制限	<p>GDPR では EU 域外のクラウドサーバへの移転も越境データ移転に該当するが、個人情報保護法の解釈では、個人データを取り扱わない場合には、個人データの第三者提供に該当せず、同法 23 条、24 条は適用されないと考えられている。EU から移転を受けた個人データについては、本ガイドライン案では、「本人が同意に係る判断を行うために必要な移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得ることとする。」とあるが、海外クラウドサーバへのその後移転してもこのような本人の同意は不要という理解でよいか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>クラウドサービスのサービスや契約には様々な手法があり、個別の事例ごとに個人データの第三者提供に該当するかどうかを判断する必要があります。</p>
154	(5)	匿名加工情報	意見	<p>本案は、EU 域内から充分性認定に基づき移転した</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」においては、匿名加工情報の復元（再識別）について「一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報が通常の方法により復元できないような状態」にすることを求めるものであり、「技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではない」とされているところ、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り」匿名加工情報とみなすことができる」とされている。ここでいう「何人にとっても不可能とは、作成元の事業者にとっても不可能という趣旨であって、上記ガイドラインにいう「一般人及び一般的な事業者」を超えた能力・手段を有する事業者等にとって不可能という趣旨ではないことをQ&A等で示していただきたい。</p> <p>理由 上記について明確化してほしい。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）】</p>	<p>個人データの取扱いについて適用されるものであり、「何人にとっても不可能とした場合」とは、加工方法等情報を削除することにより匿名化された個人を再識別することが、その時点においては、何人にとっても不可能である場合を指します。</p>
155	(5) 匿名加工情報	<p>(意見) 本ガイドラインでは、匿名加工情報が「個人を再識別することを何人にも不可能とした場合に限り、～匿名加工情報とみなす」と規定されています。「もはや識別できない」として、通常一般人「一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として」にとって識別が不可能かどうかを決定するとしており、現在の匿名加工情報についてのガイドラインと不一致があるように読めます。GDPRでは、匿名データ（anonymized data）の定義において、単に「データ主体が識別できない、または、もはや識別できない（the data subject is not or no longer</p>	<p>本案は、EU域内から十分性認定に基づき移転した個人データの取扱いについて適用されるものであり、「何人にとっても不可能とした場合」とは、加工方法等情報を削除することにより匿名化された個人を再識別することが、その時点においては、何人にとっても不可能である場合を指します。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>identifiable)」と規定されていると理解しています。 そこで、「何人にとっても不可能」とは、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を超えたものではないことを明確にさせていただきよう要望します。 (理由) 上記について、文言が不明確であるため。 【在日米国商工会議所】</p>	
156	(5) 匿名加工情報	<p>修正案：「何人にとっても不可能とした場合」→「不可能とした場合」へ修正する</p> <p>理由：加工情報等方法を削除したからといって、何人にとっても不可能となることは言い切れない。例えば、受領者が他の個人に関する情報を保有していた場合は、不可能とは言い切れない。</p> <p>また、何人にとっても不可能と規定すると、事業者はそれを証明することは不可能であり、事実上、EUの個人データは匿名加工すること自体を諦めざるをえなくなるおそれがある。これは、保護法の主旨であるデータの活用目的にそぐわないと考える。</p> <p>また、何人が何を指すかも不明である。日本国民、法人を含めるか否か、外国の人や法人も指すのか不明である。一般的に、憲法などで権利を持つ場合や、何らかを規制する法律において努力義務を課す場合などは、「何人」を使っても良いが、技術的に不可能であることが全ての者に渡ることを、条件として付すのは適当ではないと考える。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案は、EU域内から充分性認定に基づき移転した個人データの取扱いについて適用されるものであり、「何人にとっても不可能とした場合」とは、加工方法等情報を削除することにより匿名化された個人を再識別することが、その時点においては、何人にとっても不可能である場合を指します。</p>
157	(5) 匿名加工情報	<p>「何人にとっても不可能とした場合」とはどのような意味が明らかにされたい。その時点における最新かつ最高の技術でも不可能という意味か否かを明らかにされた</p>	<p>本案は、EU域内から充分性認定に基づき移転した個人データの取扱いについて適用されるものであり、「何人にとっても不可能とした場合」とは、加工</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>い。例えば、その時点において最高のスーパーコンピューターを使って1年間作業をしてはじめて個人を再識別できる場合は「何人にとっても不可能とした場合」か否かを明らかにされたい。例えば将来的に開発される超高度AI等の技術によっては可能かもしれない場合は「何人にとっても不可能とした場合」か否かを明らかにされたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>方法等情報を削除することにより匿名化された個人を再識別することが、その時点においては、何人にとっても不可能である場合を指します。</p>
158	(5) 匿名加工情報	<p>「加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除することにより」はあくまでも例示であり、例えば、そもそもその情報を用いて当該個人情報を復元することができる加工方法等情報が存在しないような加工をする等、結果的に再識別を「何人にとっても不可能とした場合」である限りにおいて、本ガイドライン（5）の要求を満たすことを確認されたい。もしそうであれば「加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除することにより」は「加工方法等情報（匿名加工情報の作成に用いた個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに法第36条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報（その情報を用いて当該個人情報を復元することができるものに限る。）をいう。）を削除すること等により」と「等」を追加されたい。追加しないのであれば、その理由を説明されたい。</p>	<p>EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を含めて匿名加工情報を作成しようとする場合には、加工方法等情報を削除することが求められます。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			【個人】
159	(5) 匿名加工情報	「何人にとっても」は「当該個人情報取扱事業者以外の何人にとっても」という意味か、それとも「当該個人情報取扱事業者も含む何人にとっても」かを明らかにされたい。 【個人】	本案は、EU 域内から十分性認定に基づき移転した個人データの取扱いについて適用されるものであり、「何人にとっても不可能とした場合」とは、加工方法等情報を削除することにより匿名化された個人を再識別することが、その時点においては、何人にとっても不可能である場合を指します。
160	(5) 匿名加工情報	「何人にとっても不可能とした場合」にはすでに匿名加工情報ではなく非個人情報であって、匿名加工情報に関する義務を負わないことを確認されたい。 【個人】	我が国において個人情報取扱事業者が、個人情報から匿名加工情報を作成した場合には、匿名加工情報の規律を守る必要があります。
161	(5) 匿名加工情報	「パーソナルデータに関する研究会」の下に設置された「技術検討ワーキンググループ」が2013年12月に出した報告書では、匿名化を行っても個人の特定が不可能になるとは限らないことを勘案し、個人情報の第三者提供において、提供者・受領者(第三者)による特定化・識別化が禁止されることを前提に、ある範囲で個人の特定性・識別性を低減している個人情報を第三者に提供することを可能とする方法が提唱されました。そして、「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」や「個人情報保護委員会事務局レポート：匿名加工情報～パーソナルデータの利活用促進と消費者の信頼性確保の両立に向けて」においても、匿名加工情報は、あくまでも特定の個人が識別される可能性を低減したデータとの扱いです。 技術的にはほぼ不可能と思われる「個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、法第2条第9項に定める匿名加工情報とみなすこととする。」との記述は、今までの議論を無視するもののように感じられます。	我が国の匿名加工情報は、個人情報を特定の個人を識別できず、また、特定することができないように加工したものと定義されており、EUのGDPRにおけるanonymous informationとその定義が大きく違うものではありません。一方、加工方法等情報について、特にGDPRでは、加工の方法に関する情報が残存している場合anonymous informationとはみなさないと解されているため、EU域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を用いて匿名加工情報を作成する場合には、加工方法等情報を削除する規律を設けたものです。

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			<p>よって、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、匿名加工情報とすることを禁止すべきです。なお、これは非識別加工情報についても同様です。</p> <p>また、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報と、そうではない個人情報が混在した場合、両者を区別することは困難と思われるので、匿名加工情報の制度は、国際的に導入が進むまでは止めるべきです。</p> <p>【個人】</p>	
162	(5)	匿名加工情報	<p>(意見) 既定のガイドラインにも、安全管理措置の選択肢として、「加工方法等情報の削除」を記載したらどうか。</p> <p>(理由) 加工方法等情報の安全管理措置に資すると思料。</p> <p>【個人】</p>	<p>既存の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」3-3-1 加工方法等情報の安全管理措置において、既に安全管理措置の具体例として記載されています。</p>
163	(5)	匿名加工情報	<p>「(略) 削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り(略)」とは、加工に用いた個人データと当該匿名加工情報の全ての項目を照合することで、加工前の個人データと突合（識別）可能な場合は元の個人データも削除することを求めているのでしょうか。あるいは、法第 36 条（第 2 項）の安全管理対象の情報を削除するという意味でしょうか。また、多くの場合で匿名加工情報の作成にはコンピュータープログラム（コード）を用いると考えますが、このプログラムも削除が必要でしょうか。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案は EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を用いて匿名加工情報を作成する際に、加工方法等情報に該当するものについて削除することを求めているものです。</p>
164	(5)	匿名加工情報	<p>EU からのデータについては匿名加工方法に関する情報を削除せよとあるが、日本で取得したデータについては削除せずに使い続けてよいのか。</p> <p>【個人】</p>	<p>本案（5）は、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人情報を用いて匿名加工情報を作成した場合について適用されることとなります。</p> <p>なお、一般に、匿名加工情報を作成した場合の加</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
				工方法等情報については法令に基づき適切に安全管理措置を講じていただく必要があります。
165	(5)	匿名加工情報	匿名加工情報制度が GDPR 上設けられていないのだから、「EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データから匿名加工情報を作成してはならない」とすべきではないか確認されたい。 【個人】	EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を用いて、本案に加え我が国の法令及び関係ガイドラインを踏まえて、匿名加工情報を作成することは可能となっています。
166	(5)	匿名加工情報	本ガイドライン案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報については、個人情報取扱事業者が、加工方法等情報を削除することにより、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り、法第 2 条第 9 項に定める匿名加工情報とみなすことができる旨を定めている。 個人情報保護法上の「匿名加工情報」は、個人情報取扱事業者における加工方法等情報の保有を認めることを前提とした定義となっているが、当該加工方法等情報を削除し、匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とするまでの措置を取った場合、当該情報は既に、GDPR の適用対象外となる匿名情報 (anonymous information) (Recital 26) 及び個人情報保護法の適用対象外となるいわゆる「非個人情報」に該当すると考えられる。本来 GDPR 及び個人情報保護法のいずれの適用も受けないこのような情報について、匿名加工情報として取り扱い、所定の事項の公表等を行うことを義務付けることは、事業者に過度の負担を課すものであり妥当ではないと考える。上記の加工方法等情報を削除した個人データは、個人情報として取り扱わない旨を定めることが望まれる。 【経営法友会】	我が国において個人情報取扱事業者が、個人情報から匿名加工情報を作成した場合には、匿名加工情報の規律を守る必要があります。
167	(5)	匿名加工情報	EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人情報を	いただいた御意見は今後の執務の参考とさせていただきます。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>日本国内において匿名加工情報として扱いたい場合には、GDPRにある仮名化ではなく匿名化が必要であるということと認識しています。しかしながら、本ガイドラインではGDPRにおける定義が示されていないため、GDPRにおける匿名加工情報が本ガイドラインによるものと誤解される可能性があります。また、匿名化によって個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合には、GDPRや個人情報保護法の対象外として扱うことが可能であることも明記いただければと存じます。</p> <p>【一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム】</p>	<p>ただきます。なお、EU域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データの取扱いについて、GDPRの適用を受ける場合には、GDPRを遵守する必要があります。また、我が国において個人情報取扱事業者が、個人情報から匿名加工情報を作成した場合には、匿名加工情報の規律を守る必要があります。</p>
168	(5) 匿名加工情報	<p>私どもは、以前のパブリックコメントの機会において、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）につき、規則第19条の基準に準拠する加工方法（特定の個人を識別することができないよう加工することや、復元できないようにすることなど）の記載に関し、事業者が、結果を重視したリスクベースの考え方に基づき、効果的に個人の識別及び再識別を防止する適切な方法を採用すべきであることを明示すべきである旨を指摘しました。また、適正な加工方法については、技術革新の影響を受け、業界の自主的な取組みが、効果的なデータ保護に向けて大きく貢献する可能性があることから、現行及び将来の各産業分野で提案されるベストプラクティスが採用されるべきである旨も指摘しました。</p> <p>この点、本ガイドラインは、匿名加工情報とGDPR下のpseudonymisationがそれぞれの制度において異なる取扱いを受けることを前提としつつ、双方に許容可能な範囲で策定されたものと理解します。しかしながら、厳格な不可逆性の基準を用いて、特定の手法を要求し、匿名加工情報の範囲を狭めることは、個人にとってプライバシ</p>	<p>匿名加工情報は個人情報を特定の個人を識別すること及び元の個人情報を復元することができないように加工したものであり、具体的な加工方法は委員会規則を踏まえ、データの特性等に応じて適切に定められることとされています。本案は、この制度的枠組みに影響を与えるものではありません。</p>

番号	該当箇所		寄せられた御意見	御意見に対する考え方
			一に関するリスクの低い場合であっても匿名情報の利用を減少させたり、革新的なデータ利用を妨げ、重大な経済的・社会的影響を与える可能性があります。 BSA は、この重要な問題を解決する上記提案の合理性と効果について理解が得られ、匿名加工情報についてのルールが、今後改正されることを期待しております。 【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】	
169	(5)	匿名加工情報	「法第2条第9項に定める匿名加工情報とみなすこととする」とあるが、正確には、「法第2条第9項にいう『当該個人情報を復元することができないようにしたもの』に該当することとする」であるように思われる。 【西村あさひ法律事務所】	一般的に現状の案で御理解いただけるものと考えます。
170		その他	意見 EU 域内から充分性認定により日本に移転された個人データについては、漏洩などの事案発生時の報告は日本法に従って個人情報保護委員会に対してのみ実施すればよいことを Q&A 等で示していただきたい。また、上記の個人データについて、GDPR の罰則の対象とはならないことも Q&A 等で示していただきたい。 理由 EU のデータ保護当局への 72 時間以内の報告義務の有無や、罰則の有無等について、社内関連部門からの質問が多いため、日本法に従って報告等を行えばよいことを明確化してほしい。 【一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)】	我が国の個人情報取扱事業者が個人情報の漏えい等の事案を発生させた場合には、まずは我が国の個人情報保護法が適用されることとなります。なお、当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有していませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。
171		その他	(意見) 充分性認定の下で EU 域内のデータを日本に移転して漏洩等の事案を発生させた場合は、日本の個人情報保護法に基づく措置のみが講じられると考えて良いか。 充分性認定の下で EU 域内のデータを日本に移転して漏洩	我が国の個人情報取扱事業者が個人情報の漏えい等の事案を発生させた場合には、まずは我が国の個人情報保護法が適用されることとなります。なお、当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有していませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>等の事案が発生させた場合についても、実質的に個人データ又は加工方法等が外部に漏えいしていないと判断される場合に該当する判断は、「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ & A（抜粋）」に示されている内容を踏襲すると考えて良いか。</p> <p>上記について、説明を追加していただきたい。</p> <p>（理由）</p> <p>漏えい事案について十分性の効力が効く範囲を確認いたしたく存じます。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>
172	その他	<p>GDPR では第 89 条で公益、科学的、歴史的、統計処理は目的特定、保有期限などの例外とできるとされています。個人情報法においては、公衆衛生の向上、法令に基づく場合、学術研究を目的とする場合などが例外とされていますが、GDPR の「科学的、歴史的」は個人情報法の例外よりも広いと考えます。例えば、疾患の治療方法の開発の目的で GDPR では例外として扱われ、EU 域内から提供を受けた場合の扱いはどのようになるのでしょうか。通常、仮名化は行われていますが、希少疾患である場合等、ある程度広い範囲の遺伝子情報を伴い、個人識別符号に該当する場合があります。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき移転した個人に関する情報の取扱いについて適用されるものであり、それ以外の情報に適用されるものではありません。なお、本案は、個人情報保護法第 4 章の適用について定めたものであるため、法第 76 条に基づき同章の適用を受けない場合について影響を与えるものではありません。</p>
173	その他	<p>十分性認定により提供を受けた個人データは個人情報法の例外（法第 16 条第 3 項）の対象となるのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>十分性認定により提供を受けた個人データは個人情報保護法に基づき取り扱われることとなります。このため、仮に法第 16 条第 3 項の要件を満たす場合には、対象となる場合もあり得ます。</p>
174	その他	<p>EU 域内の事業者から国内事業者が委託を受けるあるいは共同利用する場合も十分性認定により可能なのでしょうか。</p>	<p>当委員会は、EU の GDPR の各種規定に関する解釈権限を有していないため、GDPR の解釈についての</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		か。可能な場合、記録義務等は個人情報法に従うことで可能でしょうか。 【個人】	回答は差し控させていただきます。また、第三者から個人データの提供を受ける場合には、法第 26 条に基づく確認記録義務が適用されることとなります。
175	その他	日本が EU から十分性認定を受ける日にちを明示されたい。 【個人】	今後日 EU 間の対話等を通じて最終的に決定されることとなるため、現段階においてご回答することは致しかねます。
176	その他	日本から EU への移転について、新規則 11 条 2 項の「必要な条件を付する」予定があるか回答されたい。 【個人】	今後日 EU 間の対話等を通じて最終的に決定されることとなるため、現段階においてご回答することは致しかねます。
177	その他	個人情報の保護に関する法律の適用除外の定義と、GDPR における適用除外の範囲が異なる点については、どの様に対処される予定でしょうか。例えば、GDPR では scientific research purpose では personal data を process できるとしていますが、それに匹敵する日本の適用除外規定としては、学術研究機関における学術研究に限定されており、日本よりも GDPR での規制の方が広い範囲でデータを利用できる印象です。日本では、法律以外にも、研究倫理指針で個人情報等の研究利用が規定されており、データベース等のデータを利用して研究を実施する場合でも倫理審査を必要としています。EU 圏で同じ研究を実施する場合は倫理審査が必要ありません。何をもちって十分であると判断されるのか、明確に示してほしいです。 【個人】	本案は、個人情報保護法第 4 章の適用について定めたものであるため、法第 76 条に基づき同章の適用を受けない場合について影響を与えるものではありません。
178	その他	本ガイドラインの制定にかかわらず、個人情報保護委員会におかれては、引き続き、日本の事業者が GDPR その他各国の個人情報保護規制への対応を行うにあたって必要となる情報（関連法令・ガイドラインの日本語訳、対応指針等）を積極的に提供していただきたい。	当委員会は、GDPR の制度概要をはじめとした各国の個人情報保護制度に関する情報について提供を行うことを検討してまいります。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		【経営法友会】	
179	その他	<p>現在日本国内では、改正災害対策基本法の下で大規模災害等が発生することを想定し、各自治体は個人情報保護条例を改正し、自治体や地域の民生委員等から町内会を含めた自主防災組織に対し、災害発生時に身体障害等で避難困難な為に避難支援を要する人々の情報（要配慮個人情報）を事前に交付し、その情報を元に町内会等で対象者に対する個別具体的な避難計画を策定するような方策が打たれ始めている。例えばだが、EU 籍を持ち、要配慮個人情報に該当するような一時的も含めた移住者等が、上記のような災害対策基本法の下での対策をとり始めている町内会に来た場合、当然ながら EU 籍を持つ方も含めた要配慮個人情報を持つこととなる。そうした際に、日本人の要配慮個人情報と EU 籍を持つ方の要配慮個人情報とで安全管理義務や罰則等々、取扱いや評価等の差異は生じるのか。</p> <p style="text-align: right;">【グローバルフレンドシップ株式会社】</p>	<p>本案は、EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データの取扱いについて定めるものであり、御意見は、本意見募集の対象外と考えます。</p> <p>なお、EU 各国籍を持つ個人に関する情報であっても、日本国内において個人情報取扱事業者によって扱われる当該情報は、個人情報保護法による保護の対象となります。</p>
180	その他	<p>意見 EU 域内から十分性認定により日本に移転された個人データの取扱いについては、(GDPR 第 3 条第 2 項にいう域外適用の対象とならない限り) 当然に日本の法令のみに従えばよいものと考えられることから、その旨を Q&A 等で明確化していただきたい。</p> <p>理由 社内関係部門からの質問が多いため、明確化してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)】</p>	<p>我が国の個人情報取扱事業者は EU 域内から十分性認定に基づき提供を受けた個人データの取扱いについて、我が国の個人情報保護法が適用されることとなります。一方、当委員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有しておりませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は個別の事例に応じて判断されることが考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>
181	その他	<p>意見 EU 域内から十分性認定により日本に移転された個人データを受領した個人情報取扱事業者 A が、国内事業者 B に</p>	<p>我が国の個人情報取扱事業者が個人情報の取扱いの委託を行う場合、御指摘のように個人情報保護法第 22 条等を遵守する必要があります。一方、当委</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>取扱いを委託する場合、GDPR 第 28 条 3 項にいう委託契約の締結義務はなく、個人情報保護法第 22 条にいう委託先の監督義務を遵守すればよいことを Q&A 等で示していただきたい。</p> <p>理由 社内関係部門からの質問が多いため、明確化してほしい。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)】</p>	<p>員会は、GDPR の各種規定に関して解釈権限を有してはおりませんが、GDPR の各種規定の適用の有無は個別の事例に応じて判断されると考えられます。当委員会としては、今後も GDPR に関する情報発信と周知広報に努めてまいります。</p>
182	その他	<p>意見 日本に本社を構えるグローバル企業として、日本語のウェブサイトのみならず、英語のウェブサイトを用意している。当該英語のウェブサイトは、特に欧州市場にフォーカスしたものではなく、グローバルに展開しているという位置づけだが、当該英語ウェブサイトの単なる問合わせフォーム上で収集する個人データも (EU 所在者が入力してしまうと) GDPR の域外適用対象となるのか。それとも英語ウェブサイト上で、「準拠法は日本法です」と規定しておけば、GDPR は適用されないということになるのか、Q&A 等で示していただきたい。</p> <p>理由 GDPR の域外適用に関して社内関係部門からの質問が多いため、どのような場合に域外適用対象となるのか明確化してほしい。</p> <p>【一般社団法人電子情報技術産業協会 (JEITA)】</p>	<p>本パブリックコメントの意見募集は、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱い編) (案)」に関するものであり、いただいた御質問は、意見募集の対象外のものとなります。また、当委員会は、EU の GDPR の各種規定に関する解釈権限を有していないため、GDPR の解釈についての回答は差し控えさせていただきます。なお、当委員会は、今後も GDPR に関する情報発信・周知広報に努めてまいります。</p>
183	その他	<p>現在のところ、本ガイドラインの対象範囲は比較的限定的と言えますが、将来的に対象範囲が広がるようなことになれば、その複雑さによるデメリットが、相互認定のメリットを上回ることにもなり兼ねません。従って、本ガイドラインを策定した後に、対象範囲が拡大していくことのないよう、貴委員会が、引き続き、越境データ移</p>	<p>いただいた御意見については今後の執務の参考とさせていただきます。当委員会は産業界を含め各関係者との対話を引き続き継続してまいります。</p>

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>転を含め事業活動における効率的なデータ利用を確保しつつ、実効的に個人情報保護を日本の個人情報保護制度を目指されるよう求めます。また、十分な民間からのフィードバックを得るため、貴委員会と民間の対話の仕組みを継続していただけるようお願い致します。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	
184	その他	<p>クラウドサービスやインターネットベースサービスの大きな利点の1つである費用効率の便益を最大化するためには、グローバルな規模でデータ移転を最適に行う必要があります。円滑な越境データ移転をグローバル規模で確保することが非常に重要です。そのためには、日本・EU間の取組みを超えたより広範な多国間での取組みが非常に重要であり、APEC プライバシー原則及び APEC CBPR を始めとする多国間の枠組みを更に発展させていくよう、日本政府が引き続きリーダーシップを発揮されることを真摯に希望します。</p> <p>【BSA ザ・ソフトウェア・アライアンス】</p>	APEC・CBPRについては、従来と同様に、国際的な枠組みとして、その普及に向けて取り組んでまいります。
185	その他	<p>日本国民の個人情報を適切に保護するためには、GDPRのガイドラインの和訳のみならず、このガイドラインを含め、日本の個人情報保護法のガイドラインやQ&Aの英訳を世界に向けて発信することについて検討してほしい。</p> <p>【西村あさひ法律事務所】</p>	今後も引き続き我が国の個人情報保護法について国内外への周知を行ってまいります。
186	その他	<p>本パブリックコメントは、任意のものではなく、法定のものと認識しています。本ガイドラインの内容は、我々国民にとってとても大きな影響をもたらさうるものです。それにもかかわらず、多くの人が外出（場合によっては、海外にも）し、必ずしもパソコンの前にいるのが普段に比べて少なくなるゴールデンウィークを挟んでいるにもかかわらず、1ヶ月しか意見募集期間を設けないのはおかしいと思います。こうした制度運用は適法</p>	本パブリックコメントは4月25日から5月25日まで31日間の期間を確保しており、行政手続法第39条に基づく意見提出期間を充たしています。

番号	該当箇所	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
		<p>なのでしょうか。今回1カ月という募集期間を設定した理由を明らかにするとともに、期限を延長すべきではないですか。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	

【凡例】

- 「法」：個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）
- 「当委員会」：個人情報保護委員会